# 平成26年第2回訓子府町議会定例会会議録

## ○議事日程(第1日目)

平成26年6月17日(火曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第25号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第4 議案第26号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について
- 第5 議案第27号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第8 議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第11 報告第 5号 専決処分の報告について
- 第12 報告第 6号 訓子府町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
- 第13 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成25年度訓子府町一般会計予算)
- 第14 報告第 8号 平成25年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について
- 第15 報告第 9号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 第16 報告第10号 出納検査結果報告について

## 追加日程

- 意見書案第4号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める要望意見書
- 意見書案第5号 所得税法第56条の廃止を求める要望意見書
- 意見書案第6号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書
  - 議員の派遣について

## 第9 一般質問

# ○出席議員(10名)

 1番 小 林 一 甫 君
 2番 佐 藤 静 基 君

 3番 西 山 由美子 君
 4番 安 藤 義 昭 君

 5番 上 原 豊 茂 君
 6番 橋 本 憲 治 君

 7番 工 藤 弘 喜 君
 8番 河 端 芳 惠 君

 9番 山 本 朝 英 君
 10番 余 湖 龍 三 君

## ○欠席議員(0名)

# ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町		長	菊	池	_	春	君
副	町	長	佐	藤	明	美	君
総	務 課	長	森	谷	清	和	君
企	画財政課	長	伊	田		彰	君
町	民 課	長	八	鍬	光	邦	君
福	祉 保 健 課	長	渡	辺	克	人	君
農	林商工課	長	村		鉄	哉	君
建	設 課	長	佐	藤	正	好	君
上	下水道課	長	遠	藤	琢	磨	君
会	計 管 理	者	佐	藤	純	_	君
教	育	長	林		秀	貴	君
管	理課	長	Щ	内	啓	伸	君
社	会教育課	長	Щ	本	正	徳	君
社	会教育課業務	5監	元	谷	隆	人	君
幼稚園・保育園・子育て支援							
セン	ター事務長・児童センタ	一長	中	Щ	信	也	君
図	書館	長	三	好	寿	一郎	君
農	業委員会事務局	最長	竹	村	治	実	君
教	育 委 員	長	飯	田	洋	司	君
監	査 委	員	Щ	田		稔	君
選	举管理委員	長	仁	木	範	幸	君

# ○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 森 谷 勇 君 議 会 事 務 局 係 長 本 庄 朋 美 君

### ◎開会の宣告

○議長(橋本憲治君) 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成26年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員、全説明員の出席であります。

なお、谷本農業委員会会長から、今定例会中、欠席する旨の報告がありました。

#### ◎開議の宣告

○議長(橋本憲治君) 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

## ◎諸般の報告

- ○議長(橋本憲治君) 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(森谷 勇君) それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が6件、報告が4件であります。

また、議会提案による議案が1件、さらに、報告が2件であります。 以上でございます。

○議長(橋本憲治君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(橋本憲治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、上原豊茂君、7番、工藤弘喜君、8番、河端芳惠君、9番、山本朝英君を指名いたします。

## ◎会期の決定

○議長(橋本憲治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。 よって、会期は3日間と決定いたしました。

### ◎町長挨拶

○議長(橋本憲治君) ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長から、ご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長(菊池一春君) おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。 本日、第2回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお 礼を申し上げます。

はじめに、このたび、6月号広報折り込みの「町の収入と支出のようす」に誤りがあり、 職員により訂正後のチラシにお詫びの文書を添えて全戸配布させていただいたところです。 町民の皆様に大変ご迷惑をおかけしたことをこの場をお借りしお詫びを申し上げます。

これらのことを深く反省し、再発防止に努めてまいりますので、皆様のご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を 賜りたいと存じます。

まず、各会計の補正予算案についてでありますが、一般会計につきましては、5,92 9万4千円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容は、総務費では、消防庁舎前の道路を挟んで北側の職員住宅1棟3戸の解体工事費の追加、北海道横断道北見西インターチェンジと訓子府インターチェンジの区間12kmの共用開始が遅れるため、当初予算に計上しておりました開通記念事業費の減額。民生費では、消費税率引き上げに伴う、暫定的な措置として制度化されました臨時福祉給付金事業と子育て世帯臨時特例給付金事業にかかる関連経費の新規計上。

衛生費では、平成25年度の未熟児養育医療費助成事業の給付実績がなかったことによる交付金の返還分の追加。働く世代の女性支援のための子宮がん検診と乳がん検診の受診 奨励にかかる経費の追加。

農林水産業費では、JR貨物列車存続にかかる輸送用コンテナ購入にあたり、関係自治体などで設立の北見地域農産物輸送促進協議会への負担金の計上。当初予算計上の農地・水保全管理支払事業が多面的機能支払交付金事業に移行することに伴い、当初計上の予算を減額し、移行後の事業分を新たに計上。このほか農業基盤整備事業関連事務で使用するデジタルカメラ故障に伴う更新経費の追加。

土木費では、昨年度積み立てました地域元気臨時交付金の基金を活用して東幸町北3条線と穂波南2条線の改良舗装にかかる事業費の計上。末広の公営住宅1棟4戸の解体と公営住宅建設1棟3戸及び動産移転にかかる関連予算については、平成25年度繰越予算で実施することとなりましたので、それぞれ減額。

消防費では、4月27日に発生の火災時における消火活動対応に要した経費の追加。 教育費では、訓小と訓中の臨時事務員、訓中臨時講師関連予算の追加。

また、こども園建設に向けた実施設計関連経費の追加補正予算案を提案させていただいております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、出納整理期間に収納された平成25年度保険料を繰り越して平成26年度後期高齢者広域連合へ納付するため5万9千円の追加補正。

介護保険特別会計につきましては、平成25年度支払基金交付金の確定に伴う追加交付 分を介護給付費準備基金へ積み立てすることに伴う追加。さらに、介護給付費負担金額の 精算に伴う追加、あわせて776万3千円の追加補正を提案させていただいております。 次に、条例改正の提案でございます。

地方税法などの改正に伴い、地方法人税創設に伴う法人税割税率の引き下げ、軽自動車税率の引き上げなど、町税条例等の一部を改正する条例の制定を提案させていただいております。

次に、規約の改正でございます。

一部事務組合であります「北海道市町村総合事務組合」の構成団体の脱退または加入が生じましたので、規約の変更。

同様に一部事務組合の「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の構成団体の脱退または加入に伴い、規約の変更を提案させていただいているところでございます。

次に、報告でございます。

1つ目は、町道路線除雪中の事故にかかる損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分の報告。

2つ目は、訓子府町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の報告。

3つ目は、平成25年度一般会計予算にかかる繰越明許費繰越計算書の報告。

4つ目は、平成25年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況についての報告をさせていただきます。

以上、議案6件、報告4件を提出しておりますが、その詳細につきましては、各担当課 長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、本 定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長(橋本憲治君) 議場の皆さん、議員、説明員の皆さんにお知らせをいたしたいと 思います。

議場において、クール・ビズの実施ということでございます。9月30日までの間、ノーネクタイ、または、上着の着用は自由ということで進めてまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。どうぞ上着を脱いでも結構でございます。

◎議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号 議案第30号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第3、議案第25号、日程第4、議案第26号、日程 第5、議案第27号、日程第6、議案第28号、日程第7、議案第29号、日程第8、議 案第30号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第25号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について、提 案理由の説明を求めます。議案書1ページでございます

副町長。

○副町長(佐藤明美君) 議案書の1ページになります。

議案第25号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)の提案説明をいたします。

まず、第1条になりますけれども、歳入歳出それぞれ5,929万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,743万8千円とするものでございます。 その下の第2項では、この補正の款項の区分ごとの予算でございまして、次のページの 第1表でございますけれども、これについては、後でご覧いただくこととしまして、内容の説明については、3ページ以降の事項別明細書で説明していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に歳出のほうから説明させていただきますので、5ページをお開き願いたいと思います。

まず、上の表になりますけども、2款、総務費の1項、3目、財産管理費の事業区分、 町有施設維持管理事業では、当初予算では、消防の西側の職員住宅2棟5戸と末広町教職 員住宅1棟3戸の取り壊しを計上しておりましたけれども、今回、国のがんばる地域交付 金が充当できることになりましたので、消防の道路を挟んで北側の職員住宅、平屋の1棟 3戸、これも取り壊すこととしまして、その工事請負費で250万円を追加するというも のでございます。

その下の8目の企画費、事業区分、企画一般事業では、本年度中に予定されておりました北海道横断道の北見一訓子府間の開通が平成27年度にずれ込んだということから、本年度予定の開通記念事業を取りやめることといたしまして、負担金、補助及び交付金で40万円を減額するというものでございます。

次に、下の表になります。

3款の民生費です。1項、1目、社会福祉総務費の事業区分「臨時福祉給付金事業」と次のページになりますけども、中ほどの「子育て世帯臨時特例給付金事業」、これにつきましては、消費税率の引き上げに関連する暫定的な措置として制度化されたもので、今回その制度内容が決まったことにより、補正させていただくものでございます。

先に、その概要を若干ご説明いたしますが、まず「臨時福祉給付金事業」では、対象者要件が、今年の1月1日に住民登録のあること、それと平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されないこと、ただし、自身を扶養する人が課税の場合や生活保護受給者は対象外となります。支給額は1人につき1万円ですけれども、老齢基礎年金や障害基礎年金、児童扶養手当などの受給者は、さらに5千円の加算となるものでございます。

もう一方の「子育て世帯臨時特例給付金」では、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と同じような目的の給付金でありまして、対象要件が、基準日である今年の1月1日に1月分の児童手当受給者であること。平成25年所得が児童手当の所得制限額に満たない人ということになります。福祉給付金の対象者や生活保護受給者は、当然対象外となってございます。福祉給付金とは重複できないということに結果的になりますけれども、支給額については、対象児童一人につき1万円となります。

2つの給付金の受け付け開始が7月1日からという状況になってございます。

今回補正する内容につきましては、5ページの臨時福祉給付事業で2,798万6千円、その内職員手当で、担当職員の時間外手当で6万8千円、旅費で4千円、需用費では、案内通知書の打ち出しや窓あき封筒などの印刷の費用として55万3千円、次のページになりますけれども、役務費では、通知などの郵便料と電話料ということで43万6千円、それの委託料としまして、この制度のシステム導入費用としまして118万8千円、それと使用料及び賃借料では、コピー機の使用料などで8万7千円、これらあわせまして事務費合計で233万6千円となります。

それでは、本制度の給付金としましては、負担金、補助及び交付金の給付金というとこ

ろで、1万円の対象者が1,900人で1,900万円、5千円の加算が1,330人で 見込み665万円、あわせて2,565万円を計上しているものでございます。

次に、中ほどの子育て世帯臨時特例給付金では809万5千円、内訳としましては、職員の時間外手当の分で10万円、旅費で4千円、需用費で17万9千円、役務費で6万6千円、次のページの一番上になります委託料として、システム導入で74万6千円で事務費の合計が109万5千円というものでございます。

これの給付金につきましては、負担金、補助及び交付金で、今年の1月の支払い実績を 勘案しまして、該当者700人と見込んでございます。その額が1万円で700万円を計 上しているというものでございます。

次、下の表になります。

4款の衛生費ですけれども、1項、1目の保健衛生総務費の事業区分、未熟児養育医療費助成事業では、平成25年度の給付実績がなかったことから、交付金を返還するというものでございまして、償還金、利子及び出資金で7万8千円を追加してございます。

その下の2目になりますけども、予防費の事業区分、検診・検査事業では、働く世代の女性支援のためのがん検診を推進するため、子宮がん・乳がんの未受診者に対する受診勧奨を行うもので、需用費で1万9千円、役務費では、奨励の通知などの郵送料としまして通信運搬費で12万2千円、委託料では、子宮がん検診として、子宮頚部がん検診の集団検診が17人、個別検診が33人分で32万3千円の追加をしてございます。

乳がん検診のほうでは、マンモグラフィの併用検診としまして、集団検診で17人、個別検診で37人で33万7千円の合計で66万円の追加というものでございます。

次に、8ページの6款の農林水産業費、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業振興事業では、JR貨物の農産物輸送にかかる北見―北旭川間の貨物列車存続のため、農産物輸送用コンテナ68基を購入するものとしまして、総事業費でいけば5千万円を予定しておりまして、先般、関係自治体などで設立いたしました北見地域農産物輸送促進協議会へ負担するということになります。

それの事業費負担5千万円でございますので、その内訳としましては、北海道が2,500万円、北見市が2,125万円、美幌町が175万円、そして本町が200万円となっておりまして、今回の補正で負担金として200万円を計上しているものでございます。 次に、5目の農業基盤整備事業費の事業区分、農業基盤整備一般事業では、現在所有しております工事現場用のデジタルカメラが壊れたもので、1台購入するということで、備品購入費で5万4千円を計上しているものでございます。

その下の事業区分の集落営農活動支援事業では、従来までの農地・水保全管理支払事業が多面的機能支払事業に移行する、変わったということに伴いまして、今まで地域資源保全隊として認定を受けておりました西富をはじめとします町内の6地区が、新制度では町内活動組織の一本化の事業展開をすることになりますので、これに伴いまして、対象面積も拡大するということになりまして、それに伴う町の負担も増えるということの補正でございます。

この事業に関する事務費としましては、会議や研修会の旅費ということで13万9千円、 需用費の消耗品で45万円、活動状況現地確認の車両燃料で20万円、使用料及び賃借料 でコピー機の借り上げとして26万円、合計で104万9千円が事務費となってございま す。

負担金、補助及び交付金では、まず当初予算で計上しております農地・水保全管理支払 事業分につきましては、441万5千円を全額減額するということで、振り替えた新規事 業である多面的機能支払交付金事業として2,284万5千円を計上するものでございま す。

この事業の対象農地につきましては、主に農地面積で積算されるということがございまして、平成23年度まで、先ほど言った6地区なんかそうですけれども、継続地区分の畑が808.09ha、これが単価が1万3,600円、平成24年度以降の継続地区及び新規地区の畑が5,220.44haで、単価が1万4,800円、田が63.16ha、これが単価が4万2,200円、草地が24.16ha、単価が2,500円、それと1組織あたり40万円というものが加算されますので、積算合計でいきますと9,137万9千円の事業費となりまして、それに対しまして、町の負担率25%で2,284万5千円となります。

次に、9ページの2段目の表になります。

真ん中の表になりますけども、8款の土木費、3項、3目の道路新設改良費の事業区分、 東幸町北3条線道路整備事業では、改良舗装工事で延長56m、車道幅員4m、それで8 50万円の計上をしてございます。

その下の穂波南2条線道路整備事業では、延長で82m、道路幅員4mの片側歩道2m ということで1千万円の計上。場所については、後で「資料2」のほうの箇所図のほうを ご覧いただきたいと思っております。

次に、一番下の表になります。

8款、6項、2目の住宅建設費、事業区分、公営住宅建設事業では、これは当初予算のところでもお話していますけども、昭和51年度建設の末広の公営住宅の取り壊し1棟4戸を平成25年度繰越予算で実施することから、これの分の410万円を減額するというものでございます。

また、その下の末広団地公営住宅建設工事1棟3戸につきましても、平成25年度繰越 予算で実施するため、5,670万円を減額するというものでございます。

次のページの上の表の補償、補填及び賠償金の動産移転料につきましても、同じく、平成25年度の繰越予算で実施することから45万円を減額するというものでございます。

次に、10ページですけども、2段目の表、真ん中の表の9款の消防費、1項、1目、消防組合費の事業区分でいう北見地区消防組合負担金では、4月27日の火災の消火活動に伴いまして、重機を出動させましたので、その支援料としまして18万6千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表になりますけども、10款、教育費、2項、小学校費の1目の学校管理費の事業区分では、学校一般管理事業になりますけれども、訓子府小学校の事務補助員が代わったことによりまして、賃金の通勤手当で10万7千円の減、それにかわりまして扶養手当が13万8千円増、差し引き3万1千円の追加となってございます。

その上の共済費につきましては、賃金の増額によりまして、健康保険料の率が年齢によって変わることがございますので、賃金増額分に比べて若干高い感じもしますけれども、 1万4千円を追加しているというものでございます。 次に、11ページの上の表になります。

10款、3項、中学校費の1目の学校管理費の事業区分、臨時講師配置事業では、中学校の音楽の教諭が5月30日からの産休に入ったため、その前に、それに備えるため、音楽の授業や吹奏楽、特別支援学級の引き継ぎや個別の対応にあたるため、9日間、臨時講師として雇用したというものでございまして、産休に入る前の9日分の賃金6万3千円を計上しているものでございます。

その下の事業区分の学校一般管理事業では、小学校と同様に中学校の事務員が代わったということがありまして、通勤手当は減額となりますけども、扶養手当及び寒冷地手当が発生することになりますので、差し引き31万2千円を賃金として追加するものでございます。

また、共済費についても、これに伴い6万7千円を追加しております。

次に、下の表の10款、4項、2目のこども園費の事業区分、こども園建設事業では、これは先に行われましたこども園建設の提案設計競技で決定した提案者に実施設計を依頼することになりますので、それの打ち合わせの旅費として13万7千円、委託料として4, 064万1千円を計上しております。

この委託料の内訳としましては、ヒートポンプや太陽光蓄電システム等の省エネ設備を 導入するということで、道の補助事業であるグリーンニューディール基金事業の申請を行 うため、分離して発注する必要があることから、その費用として824万円とこのニュー ディール基金を除く分の費用3,240万円を合わせた実施設計費で4,064万1千円 となっているものでございます。

また、旅費については、グリーンニューディール基金の北海道との事業協議等に関する 旅費として計上しているものでございます。

それでは、歳入になりますので、3ページに戻っていただきたいと思いますけども、まず、上の表になりますけども、13款、2項、1目の民生費国庫補助金では、歳出のところでも説明しました消費税率の引き上げに関連する暫定的な措置として制度化された「臨時福祉給付金事業」と「子育て世帯臨時特例給付金事業」の事務費分と給付分の補助で、それぞれ100%の補助となっているものでございます。

その下の2目の衛生費国庫補助金では、今までの「がん検診推進事業」の子宮がん検診 と乳がん検診が、下の「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」に取り込まれた ということから、その分の対象事業費25万8千円の2分の1になりますけれども、12 万9千円が減額というかたちになります。

一方で、その下の働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業では、本来、対象事業費105万3千円に対する2分の1の補助になるんですけれども、今回、内示を受けたのが26万3千円しかなかったということで、今回その分を計上しております。

次に、その下の3目の土木費国庫補助金では、公営住宅整備事業が平成25年度の繰越 予算で実施するということになりましたので、当初予算で計上していた分の2,412万 円を減額するというものでございます。

次に、その下の総務費国庫補助金、これでは、がんばる地域交付金になりますけども、 消費税の増税に伴います対策として、平成25年度、国で実施した補正予算の地方負担分 の一部が交付されたというもので、本町の交付上限額が1,549万7千円に確定しまし たので、平成25年度、先に繰り越し分の旧駅周辺整備事業に1千万円を充当、そして、その他当初予算で計上しております町有住宅解体工事に349万7千円、そして、今回の補正で残った分を計上します消防の先ほどいいました道路を挟んで北側の職員住宅1棟3戸の取り壊しですけれども200万円を充当するというもので、平成26年度予算としましては、総額549万7千円の計上となってございます。

次に、下の表の14款、2項、4目、農林水産業費道補助金、北海道多面的機能支払事業補助金では、この事業の町の事務費分で補助率100%になりますので、100万円を計上してございます。

その下の北海道再生可能エネルギー等導入推進事業補助金は、こども園整備のグリーンニューディール基金事業に該当する部分の実施設計に充当するために824万円を計上しております。

次に、4ページ、17款、1項、1目の財政調整基金繰入金及び2目の社会資本整備基金繰入金につきましては、今回の補正の財源調整となりますけども、特に、社会資本整備基金繰入金につきましては、昨年度で交付された地域元気臨時交付金の基金積み立てを行っていた分の取り崩しということになります。平成26年度に支消することとなっておりまして、充当事業が確定したことに伴いまして、こども園の実施設計業務に2,900万円、東幸町北3条線改良舗装工事に620万円、穂波南2条線改良舗装工事に776万9千円を充当するというものでございます。

最後に、別に「資料1」として、配付してございます基金の調書を見ていただきたいと思います。 1 枚ものでございます。「資料1」になります。右上のほうに「資料1」と書いていますけども、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況(見込)というものでございまして、今回の補正後の一般会計の基金保有見込額は、右側の下から4段目にありますように39億6,884万円となってございます。

それでは最後ですけれども、以上をもちまして、平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(橋本憲治君) 次に、議案第26号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(渡辺克人君) 議案書の13ページをお開き願います。

議案第26号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように5万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7, 115万9千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、14ページの「第1表 歳入歳出 予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、15ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、15ページの歳入から説明させていただきます。

第4款、第1項、第1目の繰越金5万9千円の追加につきましては、出納整理期間中に

収納されました平成25年度分の保険料を前年度繰越金として繰り越しするものであります。

次に、同じページの下段になりますが、歳出について、説明させていただきます。

第3款、第1項、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び 交付金につきましては、歳入の繰越金でも説明しました出納整理期間中に収納されました 平成25年度分の後期高齢者医療保険料について、広域連合に納付するもので、保険料等 納付金として5万9千円を追加するものであります。

以上、平成26年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 次に、議案第27号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計補 正予算(第1号)について、提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(渡辺克人君) 続きまして、議案書の16ページをお開き願います。

議案第27号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、 提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成25年度の保険給付費等の確定に伴い、その関係経費を補正するものでございます。

まず、第1条にありますように776万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8, 986万3千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、17ページの「第1表 歳入歳出 予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、18ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、18ページの歳入から説明させていただきます。

第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、平成25年度の介護給付費及び予防給付費に要する費用にかかる第2号被保険者負担額の確定により、支払基金から追加交付されるものですが、過年度分介護給付費交付金として、201万2千円を追加するものであります。

また、第2目の地域支援事業支援交付金につきましても、平成25年度の地域支援事業の介護予防事業に要する費用にかかる第2号被保険者負担額の確定により、支払基金から追加交付されるものですが、過年度分地域支援事業支援交付金として、73万5千円を追加するものであります。

次に、第8款、繰越金、第1項、第1目、2節のその他繰越金につきましては、このあと歳出で説明いたしますが、平成25年度の精算によりまして、国及び道に返還金が生じましたので、前年度繰越金として501万6千円を追加するものであります。

次に19ページになりますが、歳出について、説明させていただきます。

第4款、基金積立金、第1項、第1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、歳入で説明しました支払基金から平成25年度の実績確定により追加交付される分につきまして、一時的に介護給付費準備基金により立て替えをしておりましたが、今回、精算交付されますことから、基金へ積み戻しするため、積立金として274万7千円を追加するも

のであります。

この結果、「資料1」ですけれども、基金保有状況(見込)の表の下から2段目にあります介護給付費準備基金の平成26年度末保有見込額は、2,879万2千円となる見込みであります。

戻りまして、次に、第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第2目の償還金につきましては、平成25年度分として交付を受けた国及び道からの負担金及び交付金の精算によりまして、国へ481万2千円と道へ20万4千円をあわせまして、国庫支出金等返還金として、501万6千円を追加するものであります。

以上、平成26年度介護保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 次に、議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。議案書20ページでございます。

町民課長。

○町民課長(八鍬光邦君) 議案書の20ページをお開き願います。

議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例(昭和25年条例第8号)等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

地方税法の一部を改正する法律、それから地方税法施行令の一部を改正する政令等が、 平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、町税条例等の一部を改正するもの であります。

それでは、記以下について、説明をさせていただきます。

別紙として、次のページ、21ページになりますが、町税条例等の一部を改正する条例ということで、今回の改正につきましては、21ページ上段からの第1条にあります町税条例、それから23ページ下段にありますが、第2条で、これは平成25年12月に改正しました町税条例の一部を改正する条例のそれぞれの一部を改正するものでありますが、第2条の町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、地方税法等の改正に伴う、条のずれや文言の整理等でありますので、第1条の町税条例の一部を改正する条例を中心にご説明を申し上げます。

21ページから、26ページまで、改正条文を記載しておりますが、改正の内容につきましては、27ページからの「町税条例等の一部を改正する条例の概要」でご説明させていただきます。

まず、27ページの項目1、第23条の町民税の納税義務者等でありますが、今まで外国法人については、地方税法施行令により規定する場所をもって事務所又は事業所とされておりましたが、法人税法の改正によりまして、外国法人の国内にある支店や工場等の、いわゆる恒久的施設が、事業が行われる場所として定義されたことに伴う改正と一部文言の整理もありますが、平成28年4月1日からの施行となります。

項目2は、第34条の4の法人税割の税率の改正ですが、地方法人税の創設により、法 人税割の現行税率14.7%から12.1%に引き下げるものでありますが、これは、消 費税率8%段階における地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、 法人住民税を引き下げ、引き下げ相当分について、新たに国税として、地方法人税を創設し、地方交付税の原資とすることとされているもので、平成26年10月1日からの施行であります。

項目3、第48条の法人の町民税の申告納付でありますが、法人税法において外国法人に対する日本と本店所在地国との二重課税を避けるため、外国税額控除制度が新設されることに伴う改正で、平成28年4月1日からの施行であります。

項目4、第52条の法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金でありますが、法 人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う改正で、平成28年 4月1日からの施行であります。

項目5、第57条の固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、それから、第59条の固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告ですが、これは、地方税法の改正により「固定資産税の非課税の範囲」に「児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産」と「学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する固定資産」が加えられたことによる改正であります。

なお、この施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日となっております。

次に、項目6、第82条の軽自動車税の税率の改正ですが、地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率を引き上げるものですが、まず、①の原動機付自転車ですが、現行より約1.5倍、最低でも2,000円に引き上げるもので、総排気量が0.05リットル以下のもの、または定格出力が0.6キロワット以下のものについては、現行、年額1,000円が年額2,000円に。

2輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの、または、定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のものについては、現行、年額 1,200 円が年額 2,000 円に。

2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの、または定格出力が0.8キロワットを超えるものについては、現行、年額1,600円が1.5倍の年額2,400円に。

3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの、または定格出力が0.25キロワットを超えるものについては、現行、年額2,500円が1.5倍の年額3,700円に引き上げ。

それから、②の軽自動車及び小型特殊自動車ですが、まず軽自動車につきましては、現行より約1.25倍から1.5倍に引き上げるもので、2輪のもの、側車付のものを含みますが、現行、年額2,400円が1.5倍の年額3,600円に引き上げ。

3輪のものが、現行、年額3,100円が1.25倍の年額3,900円に引き上げ。 これは平成27年4月1日以後はじめて車両番号の指定を受けた分から適用されるもので あります。

それから、4輪以上のもので、乗用のものの営業用については、現行、年額5,500円が1.25倍の年額6,900円に。

自家用については、現行、年額7,200円が1.5倍の年額10,800円に。

次のページの28ページになりますが、貨物用のもので営業用については、現行、年額 3,000円が1.25倍の年額3,800円に。

自家用については、現行、年額4,000円が1.25倍の年額5,000円に引き上げられ、今、説明しました4輪のもの、乗用のもの、貨物用のもの、いずれも平成27年4月1日以後初めて車両番号の指定を受けた分から適用されるものです。

小型特殊自動車の農耕作業用のものにつきましては、現行、年額1,600円が1.2 5倍の年額2,000円に。

その他のものについては、現行、年額4,700円が1.25倍の年額5,900円に引き上げ。

③の2輪の小型自動車については、現行、年額4,000円が1.5倍の年額6,000円に引き上げるもので、いずれも平成27年4月1日からの施行であります。

項目7、附則第4条の2の公益法人等に係る町民税の課税の特例ですが、公益法人等に対して財産を寄附した場合に譲渡所得等が非課税になりますが、寄附のあったあと、公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等により、非課税の承認が取り消された場合には、当該譲渡所得等について個人の町民税の所得割が課せられることになりますが、地方税法の改正により、この公益法人等とみなされる法人の範囲に、届出の期限等の一定の要件を満たした法人が加えられるもので、平成27年1月1日からの施行であります。

項目8、附則第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ですが、 地方税法の改正により、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、いわゆる免 税牛と言われているものですが、現行の平成27年度までの適用期限を平成30年度まで、 3年間延長されたことによる改正でありまして、平成26年4月1日から適用するもので あります。

項目9、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合ですが、地方税法改正により、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置が創設されたことに伴い規定するものですが、これは全国一律の特例措置ではなく、地方公共団体が特例措置の内容を条例で定める仕組みの地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例として規定するもので、管内の状況等と合わせて、水質汚濁防止法特定処理施設については特例率3分の1。

大気汚染防止法飛散等抑制施設については、特例率2分の1。土壌汚染対策法排出抑制施設については、特例率2分の1。浸水防止設備については、特例率3分の2。

ノンフロン製品については、特例率4分の3と定めるもので、平成26年4月1日から 適用するものであります。

項目10、附則第10条の3の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ですが、地方税法改正により耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が創設されたことに伴い規定を整備するものですが、改正耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた、1つ目として、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等、病院や旅館をいいますけれども、それから2つ目として、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物、それから、都

道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、その旨を工事完了後3カ月以内に町に申告したものに限り、工事が完了した年の翌年度から2年度分の税額の2分の1を減額するというもので、平成26年4月1日から適用するものであります。

項目11、附則第16条の軽自動車税の税率の特例ですが、地方税法の改正により、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例、いわゆるグリーン化を進める観点から、はじめて車両番号の指定を受けてから14年を経過した月の属する年度以後の年度、言い換えますと13年を経過した翌年度分からになりますが、3輪以上の軽自動車に対して、標準税率の概ね100分の20を重課する特例措置が新設されたことに伴い規定を整備するもので、3輪のものでは、年額3,900円、現行3,100円ですけれども、それが4,600円に。

4輪以上のもので、乗用の営業用では、年額6,900円、現行では5,500円ですが、これが8,200円に。

自家用では、年額10,800円、現行では7,200円が12,900円に。 貨物用の営業用では、年額3,800円、現行では3,000円が4,500円に。 自家用では、年額5,000円、現行では4,000円が6,000円になるもので、 平成28年4月1日から施行されるものであります。

次に、29ページの項目12、附則第17条の2の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ですが、地方税法改正により優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限が3年間延長され平成29年度までとされたことに伴う改正で、平成26年4月1日から適用するものであります。

項目13、附則第19条の3の非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例ですが、地方税法の改正により、贈与又は相続若しくは遺贈により払い出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した場合に、その払い出しを受けた金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式を取得したものとみなして、町民税の所得割を課するみなし規定の整備で、平成27年1月1日から施行するものであります。

項目14、附則第19条の10の旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定 資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告ですが、地方税法改正に伴う、移行 一般社団法人等に係る非課税措置の廃止及び読み替え規定と条ずれの整備で、平成26年 4月1日から適用するものであります。

29ページの下の表でありますが、項目の欄にありますように、総務省自治税務局長通知により規定を削除するものや、地方税法等の改正に伴う条項番号のずれ等を整理したものでありまして、第2条の町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましても、ここで整理しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

24ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条は、施行期日でありますが、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでありますが、一部施行日が、平成26年10月1日、平成27年1月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年1月1日、それから、子

ども・子育て支援法の施行の日となるものがありますが、先ほど概要の中でご説明したと おりであります。

また、第2条は、町民税に関する経過措置、次のページの第3条は、固定資産税に関する経過措置、第4条からは、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 次に、議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(森谷清和君) 議案書の30ページをお開き願います。

議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由などにつきましては、下段の説明をご覧いただきたいと思いますが、構成団体のうち、上川中部消防組合及び伊達・社瞥学校給食組合の解散脱退、道央廃棄物処理組合が加入すること、また、上川中部消防組合の解散により、鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入と赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退により、規約を変更するため議会の議決を求めるものでございます。

記以下に規約の変更内容文を記載しております。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)の一部を 次のように変更する。

以下、変更内容文がございますが、31ページに変更内容を整理しました新旧対象表が ございますので、ご覧いただきたいと思います。

「別表第1」という表がありますけども、規約の第2条、組合を組織する地方公共団体を別表第1に掲げておりますが、下線部が変更箇所となっております。表の見方としましては、右に現行、左に改正案を載せてあります。

まず、右側の現行欄をご覧いただきますと支庁名の一番上の石狩振興局の下に(15)と記載しておりますが、この数字は石狩振興局内の構成団体の数となっておりまして、左側の改正案の欄をご覧いただきますと「道央廃棄物処理組合」が新たに加わり、石狩振興局の構成団体数は16団体になり、1団体増えることになります。

その下の空知総合振興局では、赤平市がすでに構成団体となっております滝川地区広域 消防事務組合に加入し、単独自治体としては脱退することになるため、35団体から34 団体へと1団体減ることになります。

以下、先ほど前のページの説明で申し上げました、脱退、あるいは加入の内容を掲載しております。

なお「別表第2」は、規約第3条で組合の共同処理する事務と当該事務を共同処理する 団体を掲げておりますが「別表1」と同様に下線部が脱退、あるいは加入団体となってお ります。

30ページに戻っていただきまして、附則にありますように、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしております。

以上、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、その提案理由の内容を説明させていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 次に、議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(森谷清和君) 議案書の32ページになります。

議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由などにつきましては、下段の説明をご覧いただきたいと思いますが、上川中部消防組合及び伊達・社警学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴い、規約を変更するものでございます。

記以下に規約の変更文を記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭和43年5月1日地方第722号指令 許可)の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・社警学校給食組合」を削り、「道央廃棄物 処理組合」を加える。

なお、別表第1とは、規約の第3条に組合の組織が規定されておりまして、その構成町村、一部事務組合などが別表第1に掲げられております。

附則としまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとなっております。

以上、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 以上で、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第2 8号、議案第29号、議案第30号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

#### ◎議事日程の変更

ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、暫時休憩したいと 思います。午前10時45分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時34分

○議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。 お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し日程第11、報告第5号、日程第12、報告第6号、日程第13、報告第7号、日程第14、報告第8号、日程第15、報告第9号、日程第16、報告第10号並びに本日追加議案として、西山由美子君ほか4名から提出されました意見書案第4号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める要望意見書、意見書案第5号 所得税法第56条の廃止を求める要望意見書、また、河端芳惠君ほか4名から意見書案第6号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書、さらに、議員の派遣についての件を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第11、報告第5号、日程第12、報告第6号、日程第13、報告第7号、日程第14、報告第8号、日程第15、報告第9号、日程第16、報告第10号並びに意見書案第4号、意見書案第5号、意見書案第6号及び議員の派遣についてを先に審議することに決定いたしました。

#### ◎報告第5号

○議長(橋本憲治君) それでは、日程第11、報告第5号 専決処分の報告についてを 議題といたします。議案書は34ページでございます。

建設課長。

○建設課長(佐藤正好君) 報告第5号の説明を申し上げますので、議案書の34ページをお開きください。

報告第5号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

記としまして、次のページの専決処分書をご覧いただきたいと思いますが、本件につきましては、交通事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について、50万円以下の軽易なものにつき、専決処分を行ったものであります。

1の事故発生日時につきましては、平成26年4月5日、土曜日の午前9時頃であります。

4の事故の概要につきましては、上記の日時、場所において、除雪トラックで町道西3 1号線を北進し除雪作業中、○○氏所有のD型ハウスの扉へ雪をはね飛ばし、破損させた ものであります。

5の損害賠償額につきましては、この事故に対し、物損事故に対する損害賠償の額を1 5万2,681円と定め和解したものであります。 以上、公用車の事故による損害賠償の額及び和解の専決処分について、報告をさせてい ただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 報告案件ではありますが、質疑があれば暫時休憩し、質疑を受けたいと思いますが、ご質疑ございませんか。

(「質疑あり」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 報告第5号については、質疑がありますので、ここで暫時休憩を したいと思います。

> 休憩 午前10時50分 再開 午前10時57分

○議長(橋本憲治君) それでは、休憩前に戻り、会議を再開いたします。 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第6号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第12、報告第6号 訓子府町新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定についてを議題といたします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(渡辺克人君) 議案書の36ページでございます。

報告第6号 訓子府町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、別冊のとおり「訓子 府町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しましたので、報告申し上げるものでご ざいます。

計画書につきましては、事前にお配りしておりますので、概略について、ご説明させていただきます。

本計画の策定に至った経緯につきましては、「新型インフルエンザウイルス」つまり、国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の対策強化を図るために、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月13日に施行され、国はもとより、都道府県や市町村でもその対策の根拠として、行動計画の策定が義務付けられました。

「新型インフルエンザウイルス」について触れますと、このウイルスは、毎年のように流行するヒト型の「季節性インフルエンザウイルス」とは違って、本来、人には感染しない鳥型のウイルスが豚を介すことによって、人に感染するタイプのウイルスが突然現れ、最終的にはヒト型に変化した段階で「新型インフルエンザウイルス」となると言われております。しかし、近年、鳥型のウイルスに直接感染する体質の人が報告されており、ヒト型に変化するきっかけが増えることが危惧されております。

計画の概要につきましては、新型インフルエンザの感染拡大を限りなく抑制することを 目的として、国、道、町の役割分担を明確にする中で、国外での発生から道内での発生ま で、発生段階ごとに必要な対策を定めております。

町においての対策実施までの流れとしましては、海外での発生の段階で国が対策本部を

設置し、その病原性が明らかとなり「国民の生命と健康に著しく重大な被害を与える」と 判断された場合に「緊急事態宣言」が出されますが、それを受けて、町では本計画に基づ き「対策本部」を設置し、国の対策指示に基づいて、感染予防策の徹底や外出自粛の要請 などを行うとともに、町民への予防接種を実施することとなるものであります。

さらに、予防接種の内容についてご説明しますと、住民接種は原則として集団接種によることとされており、集団接種には、接種会場に対象者を参集させて実施する「地域集団接種」と学校や社会福祉施設などに出向いて実施する「施設集団接種」の2種類があります。なお、個人には接種についての努力義務が生じますが、経費の自己負担は生じないこととされております。

以上、報告第6号についての説明とさせていただきます。

○議長(橋本憲治君) 以上で、本報告を終わります。

## ◎報告第7号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第13、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成25年度訓子府町一般会計予算)についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

副町長。

○副町長(佐藤明美君) 議案書の37ページになります。

報告第7号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成25年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、報告するものであります。

次のページの繰越計算書を見ていただきたいと思いますけども、38ページになります。 今回、繰り越しする事業につきましては、国の平成25年度補正予算によるものでございまして、農林水産業費で4本、土木費で2本、合計6本で1億2,446万8千円の事業となっておりますけれども、事業自体は、平成26年度、今年行うということになります。

それぞれの事業の内訳につきましては、3月の第1回定例会の補正予算の中で説明させていただいておりますけれども、改めてその概要を簡単に説明させていただきます。

まず、農林水産業費になりますけども、一番上の道営訓子府北西地区農地整備事業では、事業の内容が、区画整理 9.6 ha、暗渠排水で 16.7 ha、事業費で 7,250万円、地元負担が 20% でございますので、 1,450万円という計上をさせていただいております。

2段目の道営柏丘北地区農地整備事業では、これは南7線の一般農道整備にかかる用地確定調査費としまして、事業費が1,870万円の地元負担が22.5%で420万8千円というものでございます。

3段目の道営訓子府高園地区農地整備事業では、これは面整備で40haの調査設計費 1千万円になります。それの20%ということで200万円の計上になってございます。

4段目の道営草地整備事業では、町営牧場の草地整備で87.55ha、事業費5千万円、地元負担が25%ということで1,250万円に、それプラス連合会の負担金がかか

りますので、1万円をあわせて1,251万円という内容でございます。

次に、下になりますけれども、土木費の旧訓子府駅周辺整備事業では、銀河公園の面整備を中心に2.9haの整備を行うもので3千万円をあげております。

一番下の公営住宅建設事業では、先ほど補正予算の中でも説明したところですけども、 末広公営住宅建設1棟3戸5,670万円、そして、取り壊しが1棟4戸410万円、それと移転補償5件分で45万円、これの合計の6,125万円となってございます。

以上をもちまして、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の提出についての説明を終わらせていただきます。

○議長(橋本憲治君) 以上で、本報告を終わります。

### ◎報告第8号

○議長(橋本憲治君) 日程第14、報告第8号 平成25年度における訓子府町ふるさ とおもいやり寄付金等の運用状況についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(伊田 彰君) 報告第8号について、ご報告いたします。議案書39ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号 平成25年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について。

訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例(平成20年条例第8号)第10条の規定により、 平成25年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について、次のと おり報告するものでございます。

運用状況につきましては、次の40ページに掲載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

- 1. 報告の対象となる期間は、平成25年4月1日から本年3月31日までの平成25年度の1年間でございます。
- 2. 寄付の状況についてでございますが、(1) では、事業別寄付状況を記載してございます。(2) では、寄付者の居住地域別寄付件数を掲載してございます。
- (1) の事業別寄付件数、口数、寄付金額はご覧のとおりでございますが、寄付件数の合計が27件、複数の事業にわたって寄付されている方もございますので、実件数としては15件というふうになってございます。404口、202万円のご寄付がございました。
  - (2) の地域別寄付件数についてでございますが、ご覧のとおりでございます。
- 3. 基金の状況についてでございますが、表の上段「寄付金」の欄をご覧いただきたいと思いますが、年度当初の基金保有額が 24176 千円、積立額につきましては、 25 年度中の寄付金額となっておりまして 202 万円、年度中に取り崩した額が 88 万円、これにより、年度末保有額については、 355 万6 千円となっております。

金融機関に預け入れして管理をしておりますので、表の中段に利子分を掲載してありますが、寄付金及び利子をあわせて、25年度末基金保有額は、356万3千円となってございます。

次に、4. 基金の処分・取崩状況でございますが、寄付者の意向にそって、25年度中

の寄付金と過年度分とをあわせ、88万円を25年度実施のご覧の事業の事業財源として 活用させていただいております。

以上、報告第8号 平成25年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用 状況について、ご報告させていただきました。

なお、この報告内容につきましては、広報並びにホームページにも掲載し、公表すると ともに、寄付者にお知らせしているところでございます。

○議長(橋本憲治君) 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第9号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第15、報告第9号 教育委員会の活動状況に関する 点検・評価報告についてを議題といたします。議案書41ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長(森谷 勇君) 議案書の41ページをお開き願います。

それでは、報告申し上げます。

報告第9号

教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

平成26年6月17日提出 訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

15.5-5 PP 3 -- 1.14 -- -- -- -- 1

平成25年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定に基づき、平成25年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を次のとおり報告します。

記

別冊

なお、別冊の活動状況に関する点検・評価報告書でありますが、事前に議員並びに説明 員の皆様に配布させていただいておりますので、説明については、省略させていただきま す。

以上でございます。

○議長(橋本憲治君) 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第10号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第16、報告第10号 出納検査結果報告についてを 議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長(森谷 勇君)議案書の42ページをお開き願います。

それでは、ご報告申し上げます。

報告第10号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成26年6月17日提出 訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年4月10日町会計 管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成26年4月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一 甫

次のページ、43ページから45ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、46ページをお開き願います。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年5月12日町会計 管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成26年5月12日

訓子府町監査委員 山 田 稔 訓子府町監査委員 小 林 一 甫

次のページ、47ページから51ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきまして、52ページをお開き願います。

本日、追加で配布させていただいております6月分の例月出納検査結果報告であります。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年6月10日町会計 管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成26年6月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一 甫

次のページ、53ページから55ページにつきましても、前の2件と同様、説明を省略 させていただきます。

以上でございます。

○議長(橋本憲治君) 以上で、本報告を終わります。

ここで、5分間休憩したいと思います。

休憩 午前11時15分 再開 午前11時20分

○議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎意見書案第4号

○議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

3番、西山由美子君。

○3番(西山由美子君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号 について、ご説明をいたします。

意見書案第4号

「手話言語法(仮称)」の制定を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年6月17日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提 出 者 訓子府町議会議員 西 山 由美子

同じく 安藤 義昭 同じく 小林 一 甫

同じく 佐藤静基

同じく 上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。 次のページをお開きください。

「手話言語法(仮称)」の制定を求める要望意見書

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月17日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆議院議長様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

厚生労働大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(橋本憲治君) 西山議員、日程、今日17日です。訂正してください。 西山由美子君。
- $\bigcirc$  3番(西山由美子君) ただいまの意見書案の中で、日程が間違っておりましたので、 訂正いたします。平成 2 6年 6月 1 7日と訂正をお願いいたします。失礼いたしました。
- ○議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。 1 人 3 回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。 これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。 よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

## ◎意見書案第5号

○議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第5号を議題といたします。 提出者からの提案理由の説明を求めます。 西山由美子君。

○3番(西山由美子君) それでは、引き続き、意見書案第5号について、ご説明をいた します。

意見書案第5号

所得税法第56条の廃止を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年6月17日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提出者訓子府町議会議員西山由美子

 同じく
 安藤 義昭

 同じく
 小林 一甫

 同じく
 佐藤 静基

 同じく
 上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。 次のページをお開きください。

所得税法第56条の廃止を求める要望意見書

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月17日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆議院議長様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣様

法務大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。 〇議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。 これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第6号

○議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

8番、河端芳惠君。

○8番(河端芳惠君) ただいま議長からお許しをいただきましたので、意見書案第6号について、ご説明をいたします。

意見書案第6号

規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年6月17日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提出者訓子府町議会議員河端芳惠

同じく 山本朝英

同じく 工藤弘喜

同じく 余湖龍三

同じく 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。 次のページをお開きください。

規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月17日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。 1 人 3 回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。 これより意見書案第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。 よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

## ◎議員の派遣について

○議長(橋本憲治君) 次に、議員の派遣についてを議題といたします。 お諮りいたします。

議員の派遣の件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。 以上で、午前中の日程がすべて終わりました。

ここで、昼食のため、休憩をしたいと思います。

昼からは、一般質問になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

休憩 午前11時37分 再開 午後 1時00分

○議長(橋本憲治君) それでは、定刻になりました。 休憩を解き、会議を再開いたします。

# ◎一般質問

○議長(橋本憲治君) 日程第9、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申されました時間に制限いたしますか

ら、簡潔に質問、答弁をされますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

3番、西山由美子君。

○3番(西山由美子君) 3番、西山です。通告書に従いまして、町長及び教育長に質問いたします。

1つ目、これからの訓子府町図書館が目指すもの(訓子府町図書館振興計画について)をお伺いいたします。

今年の秋で開館30周年を迎える図書館は町の本棚として、また町民の出会いの場としても多くの人々に親しまれ利用されてきました。しかし、建物や設備の老朽化、蔵書が約3倍に増えていることでの狭苦しさなどから、菊池町長は、2期目の平成23年度執行方針の中で、増改築用地の先行取得と図書館の振興計画策定などについて表明されました。さまざまな分野から14名の策定委員が選ばれ、約1年間の活動、話し合いの結果、平成24年5月に振興計画が報告されました。これまでに隣接する2つの用地も取得して、建設計画へと進める中で、さらなる施策の充実、町民への周知、目標の明確化などの具体策について、町長、教育長に何点かお伺いします。

1つ目、この30年間、図書館がまちづくりに果たしてきた役割と人口減少、地域衰退の時代に向かう中での、これからの新しい図書館に求められること、目指すことは何ですか。

2つ目、取得した用地も含めて、今後どのような建設計画を進めていきますか。

3つ目、図書館活動の充実として、各学校図書との連携及び学校司書の必要性をどう考えていますか。

4つ目、これからの図書館サービスの目標と課題は何ですか。

- ○議長(橋本憲治君) 教育長。
- ○教育長(林 秀貴君) ただいま「これからの訓子府町図書館が目指すもの」として、 図書館振興計画に関連し、4点のお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「この30年間、図書館がまちづくりに果たしてきた役割と人口減少、 地域衰退の時代に向かう中での、これからの新しい図書館に求められること、目指すこと は」とのお尋ねでございます。

本町の図書館は、訓子府が町制を施行した昭和26年11月に、公民館図書室が開設されたことで、その第一歩を歩み出し、その後33年を経て、現在の図書館が昭和59年11月に開館してから今年で30年目になります。

開館当初から、町民が待ち望んだ図書館として、子どもたちから高齢者の方々まで、多くの町民の皆様に幅広く利用され、「住民一人当たりの貸出率」においては、昭和60年度、その後、昭和62年度から平成5年度まで7年連続で、通算8回日本一を達成するなど、町民に愛され親しまれる社会教育施設として、地域に根ざした図書館運営を展開してきたと思っております。

図書館には、町民が本と出会う「本棚」としての役割、また、子どもたちには、読書の楽しさや喜びを感じてもらい、さらには、確かな学力の向上を図り、また、暮らしの中で生きる施設となるために、町民が気軽に集える「コミュニティー」となるべき役割もあります。

図書館は、市街地の中央に位置し、南側には中央公園が広がり、小学校や中学校、さらには保育園、幼稚園、児童センターなどとも近い位置関係にある恵まれた立地環境の中で、規模は小さいですが、幅広い年齢層の方々に気軽に利用していただく施設として、また、地域の情報拠点として、町民が求める学習などに必要な資料を収集し提供するなど、図書館は多様な役割を果たしてきたものと考えております。

このような長い年月の中で、開館当時一番の利用層であった子どもたちは親となり、今、 その方たちが子どもを連れて来館しております。

親から子へ、そして孫へと「本との出会い」がつながれていくことで「本のある生活を 支える図書館」づくりが循環し始めております。

今後も、社会教育法の精神、並びに図書館法に基づく図書館としての役割を踏まえつつ、 人と地域、時間が育てたこれらの財産を継承しながら、町民に必要とされる図書館であり 続けるために、積極的な活動と健全な運営に努めてまいります。

次に、2点目の「取得した用地を含めて、今後どのような建設計画を進めていきますか」 とのお尋ねでございます。

平成24年5月に提出された図書館振興計画は、アンケート調査や児童生徒からの意見 聴取を基本としながら、先進図書館の視察や策定委員会での議論、協議を経て、新たな図 書館づくりの基本構想として策定したところです。

教育委員会では、図書館振興計画を受け、将来予定される図書館の増改築に向けた建設計画を策定するため、平成24年6月に職員で構成する建設計画検討会議を設置し、利用者や町民の皆様などの幅広く意見を聞きながら、来年3月の建設計画策定に向けて作業を進めているところでございます。

また、図書館北側にあります北電所有地の取得も、8月をめどに売買契約の締結を行うことで事務を進めており、これにより取得後の総敷地面積は約2,220㎡となります。

次に、3点目の「図書館活動の充実として、各学校図書との連携及び学校司書の必要性 をどう考えていますか」とのお尋ねでございます。

急速な情報化の進展とともに、子どもたちを取り巻く環境が変化していく一方で、本離れ読書離れがより一層進行するのではないかと危惧されている中、学校と図書館の連携は子どもの読書活動を推進する上で、大切なものであると認識しております。

このような点から、学校と図書館が連携して、子どもたちに本の楽しさや魅力を伝え、 豊かな心の育成と確かな学力の向上、並びに子どもの読書環境の充実を図るため、各学校 図書館担当教諭と意見、情報交換を行う場として、今年度「子どもの読書活動推進会議」 を設置したところです。

今後は、定期的な話し合いにおいて、学校の授業などの図書館の活用方法や、図書館の 学校に対する支援などを協議することを予定しております。

次に、学校司書の必要性についての考え方についてであります。

まず、学校司書について概要を説明いたします。

学校司書は、専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員であり、制度上の設置根拠や業務内容の規定はありません。

町内の各小中学校においては、司書教諭や校務分掌による担当教諭を配置し、学校図書 館業務に対応しておりますが、担任業務などとの兼任ということもあり、特に大規模校に おいて図書整理や読書指導のため、単費で学校司書を配置する取り組みもあり、管内においては、北見市などで1名の学校司書が複数の学校を担当するかたちで配置されております。

本町においては、学校規模から蔵書数も限られていることから、それを補完する図書館の役割は大きなものがあると思っておりますので、今後も学校と図書館が情報を共有し、連携を図りながら、子どもたちが本と親しむ機会の確保を進めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、4点目の「これからの図書館サービスの目標と課題は」とのお尋ねでございます。

現在の図書館は、建物の老朽化と狭隘化により、提供するサービスにも限界があり、特に、蔵書数の増加に伴う閲覧室の狭隘化は著しく、館内におけるサービスにも支障があるものと感じております。

このような状況において、将来に向けた図書館活動の拡充と充実を図り、町民により親しまれる施設として、また利用しやすい環境を整備するため、今年度から各種の新たな取り組みを実施したところでございます。

主なものとしましては、先ほど3点目のご質問で説明させていただきました「学校との連携」や、子どもたちに多様な時間の過ごし方を提供するため、児童センターに本を配置する「児童センターとの連携」、また、平成25年度から実施しています健やか絵本贈呈事業とは別に、いわゆる子育て支援として、子育て支援センターでの読み聞かせと対象年齢別の絵本リストの配布を行う「乳幼児へのサービス」、さらに、福祉保健課が実施しています各種予防・健診事業におきまして、参考となる本の閲覧コーナーの設置や、図書館での健康などに関する企画展示を行う「各種支援」などの取り組みがあります。

また、町民誰もが図書館のサービスを利用できる環境を整えるため、高齢者や障がいを持つ方で、図書館に来館することが困難な方を対象に、平成11年7月から実施しております「図書宅配サービス」につきましては、利用者の入院や転出などにより、現在は利用がないことから、今後もサービスの積極的な周知に努め、このサービスを多くの方に利用していただきたいと考えております。

このように、町民の生活を多方面から支援できる体制づくりを進め、サービス内容の充 実に努めていきたいと考えております。

次に、課題といたしましては、急速に進展するデジタル化に伴い、電子書籍などのデジタル指導の導入や、インターネット環境の整備が求められてきていますので、図書館での活用方法などの調査、研究を進め、利用者のニーズにも配慮しながら、取り扱いについては、慎重に検討しなければならないものと考えております。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えをいたしましたので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

- ○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。
- ○3番(西山由美子君) ただいま、私たちの町の図書館の歴史と役割、今後の目指すものについて、教育長からお答えをいただきました。

訓子府町と私は同い年なんですが、残念ながら生まれたところが違うので、昔の図書館とか図書室の様子が自分はわかりません。そして、それと同時に、あまり自分自身も子ど

もが小さい時は一緒に行った覚えがあるのですが、図書館をあまり活用したことがないので、実際のところ訓子府図書館について、あまり詳しく知りませんでした。

それで「図書館って一体何だろう」ということで、いろいろ調べていく中で、私自身思い込んでいたのですが、どこの町でも図書館ってあるものだと思っていたんです。ところが調べていく中で、公立の図書館というのは、全国の都道府県とか市には100%設置されているけれども、町村においては、およそ半分ぐらいの設置状況だということをお伺いしています。一番新しい近年の設置状況、道内とあとオホーツク管内の設置状況がもしわかれば教えていただきたいということと、それから、そういうことも考えて「そうか私たちの町に図書館があるというのは、当たり前ではなかったんだ」ということに私も気づいて、隣町の置戸町は、昭和40年に農村モデル図書館として開館しました。ですから、平成16年に現在の新しい図書館が建ったわけですけども、図書館に対するずいぶん思いが昔から強いんだということを感じました。ですから、訓子府町も昭和59年に図書館が建ったということは、かなり道内、全国においても先進的だったのかと思います。

それは、なぜそういう疑問が湧いたかというと、先月、5月21日に厚岸町議会の厚生 文教常任委員会の皆さんが、私たちの町を訪れて視察に来た中で、図書館の運営状況についての調査がありました。その中で、厚岸町議会の皆さんが「訓子府町はあこがれの町だった」というお話をいただいたのです。最初、お世辞なのかと思っていたのですが、厚岸町は、平成8年に本当に立派な図書館を建てて、図書館活動もすごく活発なのですが、それまでは、やはり図書室だったんです。ですから、訓子府町が昭和59年に図書館という独立したものを建てて、その中で、先ほど教育長がおっしゃっていたように貸出日本一をずっと持続していたということは「やはりそんなにお世辞ではなかったんだ」と思って、改めてまた、自分たちの町の図書館について見直したという次第です。

今、図書館の役割についても、おっしゃるとおりであったと思いますが、今までの30年間は、やはりうちの町だけではなく、日本全体がどんどん大きな公共施設が建ったり、伸びていた時代ですけども、最近いろんなところで言われているように、これから人口減少、地域衰退がしていく中で、果たして今までと同じでいいのか、その辺がちょっと心配な面がたくさんあるので、先ほどの図書館の設置状況と、もう一度これからの図書館について、訓子府町としては、どういうふうに考えているかということをもう一度お伺いしたいと思います。

- ○議長(橋本憲治君) 図書館長。
- ○図書館長(三好寿一郎君) それでは今、2点にわたってご質問いただきました。 まず、私のほうから設置状況につきまして、ご説明をいたします。

まず、道内と管内ということですが、道立図書館の資料なんですけども、これは過去の部分と比較をちょっとさせていただきたいのですが、平成14年4月、この時点で道内の設置率49.1%、49.1です。これの時ですね212市町村で、設置市町村が104市町村、104市町村になっております。今年の4月ですけれども、設置率54.7%、54.7です。今年の4月現在での市町村数は179市町村、そのうち設置市町村は98市町村となっております。これの設置市町村が減少した理由につきましては、要は市町村合併によるものということになります。

図書館の数ですけども、市におきましては69館、町村におきましては74館、あわせ

まして、全道で143館の公立図書館があります。それから、管内ですけども、図書館の設置されている市町村につきましては、15市町村、図書館数が21館、ただし、管内18市町村、これらすべて図書館、図書室、その他類似施設をあわせますと、すべての市町村に設置されているということになっております。

以上です。

- ○議長(橋本憲治君) 教育長。
- ○教育長(林 秀貴君) 2点目のこれからの図書館の考え方についてのご質問がございましたので、お答えいたしたいと思います。

まず、最初の答弁でお答えしましたように、この30年間というのは、高度成長時代の中で、町民がその辺の余暇の活動の中で、本と慣れ親しむという状況の時代だったと思います。今まさに急速な情報化の進展とともに、まさに読書離れとか本離れが危惧されているという状況でございますけど、ちょっと今までの訓子府町図書館における貸出数の推移をちょっとお話しさせていただきたいと思いますけど、開館した昭和59年におきましては、人口7,700人いたんですけど、その時の貸出数が6万2千冊程度で、その後の平成6年におきましては、人口が約7千人で約10万冊、平成16年、その10年後でいきますと6,300人で、これも10万冊ぐらいで、今5,500人をちょっときっているんですけど、去年の貸出数で申し上げますと8万8千冊ということで、1人当たりの貸出数でいけば、さほど減っていない状況にはなっているということも、まず、うちの図書館の位置づけとして、ご理解をいただきたいと思います。

先ほど申し上げたように、今、情報化がすごく進展している中で、どうこれからの図書館があるべきかということが問われていると思いますけど、ただ図書館という中では、やっぱり、いつでも、どこでも、誰でもが利用できるような図書館づくりが必要だと思っておりますので、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方が交流する場でもあると思っております。そのような意味も含めて、単に本を読むだけではなく、コミュニティー施設としての役割もありますし、また、住民ニーズに応えるような情報発信の場でもある。また、本来、図書館の基本的な役割であります資料の収集とか整理、保存を果たすべく機能を持った図書館がこれからの図書館であると私は考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。
- ○3番(西山由美子君) はい、よくわかりました。2つの土地を取得した後、建設計画が職員の中で、これから進められていくということで、おそらくこども園を見ていても大体同じような敷地になって、今500㎡ぐらいですから、2倍、3倍、4倍ぐらいを目指しているのかと思うのですが、先ほど言った、人がどんどん少なくなって地域が衰退していく中で、確かに蔵書が増えて、狭いから広々とした空間の建物は、本当に町民も望んでいるとは思いますが、これから私たちの町が、果たしてそういう大きな建物を何個も建てて本当に財政的にも大丈夫なのかというのが、多分、広い町民の心配でもあると思うのですが、そこら辺の長期的な見込みとそれから、1年間その策定委員14人の方で進めてきた振興計画、それが建設計画に今、移っていく中で、その策定委員の人たちの役割とか、これからの計画にどうかかわっていくのか、その辺の動きなどをもしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長(橋本憲治君) 図書館長。

○図書館長(三好寿一郎君) ただいま、人口減少、それから、地域衰退というお言葉ですけども、その中での図書館の今後の長期的な見通しといいますか、見込みといいますか、 その点について、まず1つ、ご質問がございました。

今現在ある図書館 5 0 0 ㎡、ご存じのとおり閲覧室が 2 8 0 ㎡程度、その中に俗に言う 開架と言われている本、並べて皆さんが利用される本が 5 万冊あそこに並べられております。

今の現状、子どもたちが、例えば学校帰りに入ってきて、20、30人子どもが入りますけども、その時点で、もう座る場所もない。床に座って本を読んでいる子どももいる。カウンターのところで宿題をしている子どももいる。そのような今状況です。

そういう状況の中では、午後は、一般の方たちが図書館に入ってきて、ゆっくりと本を 選び、また読むというような環境ではちょっとないかなというふうに感じております。

その中で、今後の増改築として求めていく施設、その施設につきましては、今の本の蔵書数に対しては、さほど増やそうというような考えはありません。できる限りゆったりとしたスペースの中で皆さんに本を見ていただきたい。また、子どもと大人、賑やかさと静けさというのでしょうか、そういうものが同居するような図書館というものも求められております。

それを考えるとき、今たまたまですけども今年取得させていただく土地、北側にありますので、今の既存の敷地とあわせますとL型になると。そのL型を有効利用させていただく中で、何とか住み分けを行っていきたい。

ですから、広くて立派な図書館というよりは、今の現状を少しでも改善できるような施設、そこら辺のところを求めていきたいというふうに考えておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

それから、振興計画の策定委員をされていらっしゃいました14名の皆さん、一応、策定委員が終わりましてから、モニターという形で委嘱をさせていただいております。これは、建設計画を進める中で、できましたら本来的には要所、要所でいろんなご意見等をいただきながら、現在の計画の策定を進めていきたいというふうに考えていたんですけども、建設計画のほうが、なかなか基本的な概要といいますか、骨子といいますか、それがまだちょっとまとまっておりませんので、最終的にそちらのほうがまとまった時点で元の策定委員さんにもご説明をさせていただき、振興計画からこのようなかたちで計画がまとまってきましたということを説明して、ご意見をいただきたいというふうに考えています。

#### ○議長(橋本憲治君) 教育長。

○教育長(林 秀貴君) 財政的なお話もあったんで、ちょっと町のほうとご相談している今の状況だけをお話をさせていただきたいと思いますけど、確かに今、今年、静寿園の増築、来年度以降こども園建設ということで、町全体の中では、大型施設の計画が今ある中で、図書館の位置づけとして、今、前段申し上げたような大型施設の計画もありますので、その辺の財政状況を踏まえながら、調整を図って財政の平準化を図る上で、今のところ現状としては、平成28年度以降の建設に向けて今進めているところで、ご理解いただきたいと思います。

○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。

○3番(西山由美子君) 今の説明でよくわかりました。

3つ目の質問項目なのですが、学校司書の連携、これ北見市の緑小学校と光西中に新たな専門職員として、1人の学校司書を配置したということで、それから子どもたちがすごく図書室の利用が増えたという報道が載っておりました。私も訓子府町の規模からいって学校司書を1人雇うというのは、やはりちょっと違うのかなと思う。いたらいたで本当に理想的なのですが、多分、訓子府町で今図書館の中に司書の資格を持つ方がいらっしゃると思うので、その司書の方が、やはり各学校を例えば週1とか、定期的に回って、子どもたちとも顔はおなじみですから、そこら辺をやっぱり読書を勧めたり、広めるという役割をもう少し行動的にやっていただけたらなと思います。

それから、これからの図書館サービスの目標と課題もそうなんですが、レファレンスといって、要するに町民の方が1つのテーマを調べたいと思ったときに、それを持っていったら、その図書館の職員の方が一緒になって調べてくれるという、そういうサービスなのですが、訓子府の町では、今までそういうレファレンスのサービスは、どのように利用されてきたのか、お聞きしたいと思います。

#### ○議長(橋本憲治君) 図書館長。

○図書館長(三好寿一郎君) ただいま、図書館におけますレファレンスの関係につきまして、対応につきましてのご質問ですが、本町の図書館には、図書館司書が1名おります。 利用者の方からはっきりとこういう方向性というか、こういう本を探したいですとか、こういう調べものをしたいとか、はっきりとした目的がない中で、ぼんやりと来る方も結構いらっしゃる。その中で、それであれば「こういうふうな本はここにありますよ」、「この本の中にはどういうことが書かれていますよ」ですとか、そういった情報提供、それから、なかなか調べ尽くせないということもありますので、その時は、一緒に資料等を開きまして、閲覧室ですとか、そういうところで調べもののお手伝いをさせていただいているというのが現状でございます。

#### ○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。

○3番(西山由美子君) 図書館って本当にずっと歴史も含めて調べていくと深いんだなということを感じたんですが、図書館には、世界的に、いろんな図書館はこうあらねばならないという理念がありまして、その中でユネスコ公共図書館宣言というのを私ははじめて知って、本当に無知だったなと思うんですが、これは、ほかの町の基本計画の中に紹介されていました。何で図書館ってただで貸してくれるのだろうとずっと思っていたのですが、やっぱりそれは、お金があるないではなくて、国民の税金でその公共施設を建てて、誰もが知る権利、学ぶ権利をそこで、何て言うんだろう、使うのだということなんだな、もっと広い意味なんだということがわかりました。あと国内では、図書館の自由に関する宣言でしたか、そういうのがあるのですが、この2つは、一応ちょっと資料で調べましたけれども、専門的な視野から簡単でいいです。時間もありませんので、町民にわかりやすく説明するとしたら図書館って何だろうということも含めて、ちょっとお答えいただけたらと思います。

### ○議長(橋本憲治君) 図書館長。

○図書館長(三好寿一郎君) それでは「図書館とはどういうものなのか」というご質問ですけども、まず、大本からいいますと社会教育法、これに基づくのですが、この社会教

育法に基づきまして、図書館法におきまして図書館の設置ですとか、運営に関して必要な事項を定めております。その中の定義といたしまして、第2条で「図書館とは、図書、記録、その他必要な資料収集、保存、そして一般の公衆の利用に供する」というふうに書かれております。国民誰もが図書館で収集、保存して、そして提供されるものをそれを利用することができる。そのために、図書館におきましては「図書館奉仕」という言葉があります。これは図書館法の第3条に9項目ほど書いてあるんですけども、一般的に情報の収集ですとか提供、それから例えば講演会の開催ですとか、映画の開催、それから先ほど言いましたレファレンスを奉仕するとか、移動図書の関係、こういうものをやりなさいとか、これは義務ではなく、あくまでも努力義務、概ねこのようなことを図書館としてはやりなさいということが、この図書館法の中に書き込まれております。

また、先ほど図書館の自由に関する宣言、この点についてお話がありましたけれども、これは日本図書館協会が昭和29年に採択したものです。これの中に書き込まれているのは、基本人権の1つとして、知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することを最も重要な任務とするとなっております。

この任務を果たすため、図書館は、次のことを実践するということで、大きく4つの項目があります。まず1つは、図書館は資料収集の自由を有する。それから、2つ目としては、図書館は資料提供の自由を有する。3つ目といたしまして、図書館は、利用者の秘密を守る。それから、4つ目といたしまして、図書館はすべての検閲に反対するという、この4項目であります。

このように、訓子府で言いますと町民の皆さんに広く自由に図書館を使っていただき、図書館が持つ情報、資料、それから、本や何かも含めまして、それらのものをすべて広く自由に使っていただく。図書館もそれを隔たりなく皆さんに提供していくという、そして図書館が何ていうのでしょうか、町民の方たちの生活の支えとなって、もしくは、生活の問題、地域の問題解決の手助け、お手伝いをできるような施設、そういうものが図書館ではないかというふうに考えます。

- ○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。
- ○3番(西山由美子君) わかりました。今の訓子府町図書館が建設されるときに、今の 菊池町長が深く関わったってお話を聞いておりますので、時間もありませんので、最後に 菊池町長の図書館に対するお考えとこれからの思いを簡潔に、すみません、よろしくお願 いたします。
- ○議長(橋本憲治君) 町長。
- ○町長(菊池一春君) 訓子府の図書館というのは、これからも含めて、3つの特徴的なことがあるのではないのか。

全く文化不毛の地と言われた戦後の時代に図書館というのはありませんでした。これは置戸もそうですけれども、置戸自身は、青年団運動の中で、図書館建設運動というのは、復員した兵隊たちによって図書館をつくっていくという運動が起きました。うちの町の場合は、そうではなくて、本当にドイツ型の図書館、すなわち、学生や特定の人たちのための図書館というニュアンスが大変強うございました。

私が訓子府に来た昭和47年の時には、公民館図書室の図書購入費を100万円の要請をいたしました。こういう言われ方を当時の幹部からされました。「置戸は図書館で勝負し

ているけれども、訓子府は図書館で勝負してない」と言われました。すなわちそれは「訓 子府は農業の町だから図書館は必要ないんだ」という言い方をされまして、私たちは当時、 寄付運動を行ったり、それから、家庭教育学級やいろんなところに読書運動を行いながら、 それから、居武士小学校に移動図書を開設しながら、図書館の必要性というものを訴えて きました。昭和59年、それまでが例えば最初は週3日間の公民館の奥、前の公民館の奥 のほうにありましたから、本当に限られた人、しかもカード方式です。すなわち、誰がど の本を読んだかということが歴然とわかる。こういうのというのはやっぱり図書館法から いってみるとおかしいということで、逆ブラウン方式から今のバーコードに変わっていき ました。しかしそれは、昭和20年代から30年代、40年代にかけての基礎的な図書館 の運営として、細々とではありましたけれども、やっぱり非常に力を入れてやってきた。 昭和59年に図書館ができてから、子ども中心の図書館をどうつくるのかと。まずは、子 どもたちに多く読まれて、そして、そのことが将来的には、大人の図書館、すべての人が 図書館を利用するという状況をつくっていこうということを昭和59年の年に宣言をした ような感じでございますから、そしてそれは、議員もおっしゃったように、非常に子ども たちに愛されて、日本で初めて住民1人当たり15冊の貸出し冊数を誇るということにな ってきました。

今、改めて、狭隘化しているあの施設は、もう図書館というよりは、かつての現代的にいうと図書室の規模というふうにとらえていいんでないでしょうか。当初5万冊の蔵書を予定していましたけども、もう既に7万冊、10万冊近くある中で、まず、本を確保していくというか、倉庫が狭くなっていますし、ですから、逆にいうと除籍をしなかったらあの図書館に本を確保をすることができないということがありますから、その点でいくと本来の図書館の7万冊なり10万冊を確保する、そういったことというのは、絶対、今必要になってきているというのが1つです。

それから、財政が厳しいという状況では、議員が心配するとおりですけれども、しかし 我々は、未来に向けて子どもたちや文化や教育を発展させていくという視点からいくとそ の町の文化的な教育的なレベルの問題含めて、図書館というのは、なくてはならない施設 だと思いますから、私はそう遠くない時期に、この図書館をやっていかなきゃならない。

そして、まさに、先ほど言いましたようにレファレンス、単なる相談ではない。わからないことがあったら、瞬時にその回答を住民に回答していくということもそうですし、さらにまた、リクエストにどう応えていくか等々、それから音楽のサービス、展示、いろいろなことをあれしていくと、今までできなかったことを広範な利用サービスに応えていくということが、これから第3期に求められていることではないかと私自身は思っています。そこをぜひ、住民の皆様とともに、教育委員会関係者、我々も含めて、つくっていかなければいけないというふうに思っております。

#### ○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。

○3番(西山由美子君) もう時間もありませんが、できれば、これからの計画を進めていく中で、置戸でもない、北見でもない、訓子府らしい、家庭的な温かい図書館ができればいいなとそんなことを感じました。これから計画進めていく中で、また質問していきたいと思っています。

2つ目の質問に入ります。

市街地区及び日出地域の振興策についてお伺いします。人口減少や若者の都市への流出、少子高齢化は、私たちの町だけの問題ではなく「過疎化」どころか「地域消滅」などという衝撃的な言葉も出されています。さまざまな理由で閉店する店も増え、日出地域でも唯一の店舗がなくなりました。地域住民から不便になる、店の灯が消えて心細いなどの声が聞かれます。町として、これからの振興策、買い物支援策をどう考えているのか、町長に伺います。

○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) ただいま「市街地区及び日出地域の振興策」について、お尋ねを いただきましたのでお答えをいたします。

「市街地区及び日出地域のこれからの振興策と買物支援策をどう考えているのか」についてであります。訓子府農協から始まったAコープ日出支所が平成18年に閉店、平成12年に久原商店の閉店から引き継いだコンビニエンスストアが、約15年間、日出で唯一の店舗として営業していましたが、5月いっぱいをもって閉店し、大谷や日出地域の方々の生活に大きな影響が出ている状況にあると認識しております。このことから、高齢者などの足の確保や自力で買い物ができない方々のための当面の対応策が必要と考えております。

まずは、足の確保であります。現在、実施している75歳以上の方々の「路線バス高齢者利用支援事業」の300円を超える部分の支援と初乗り運賃550円のみで利用できる「高齢者ハイヤー利用サービス」を利用いただくよう、大谷と日出地域の高齢者に対し、周知をしていきたいと考えているとこであります。

また、自力で買い物に行けない方々には、既に町内のAコープ訓子府店と東町の齊藤商店が、電話やファクスによる買い物注文を始めておりますし、コープさっぽろでは、週1回の移動購買車による販売を行っている状況にありますが、今後の対応策としましては、高齢者の方々にもっと利用しやすいような仕組みづくりや広報活動を進めていきながら、日出地域の店舗誘致の可能性を調査するなど、支援策を早期に検討しなければならないと思っているところであります。このことは、大谷や日出地域だけの問題ではなく、町全体の問題ととらえておりますので、買い物弱者対策・自力で買い物ができない方々への支援の仕組みづくりを進めなければなりません。

商工会青年部が一昨年の暮れに実施しました「買い物環境のアンケート」の集計結果にありますように移動販売車の定期訪問や食料品の自宅への宅配など意見が多く出されておりますので、高齢者の見守りも含め、商工会と連携を密にし、さらにコープさっぽろやホクレン商事のAコープ訓子府店等、町内会、実践会の皆さんのご意見を伺いながら、全町挙げてまちの振興策や支援策を早期に考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お尋ねのありましたことについてお答えをしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。

○3番(西山由美子君) 市街地区は、去年あたりから空き店舗が増えていますし、日出地域は、5月前後ぐらいから「あれ、おかしいね」ということで、住民の方々がいろんなお話をされていて、私も直接店舗の経営者の方にも話を伺ったんですが、やはり残念なが

ら5月いっぱいで閉店になってしまったということで、全家庭をちょっと回ろうと思ったんですが、4分の1ぐらいしか話を聞けなかったんですが、やはり灯りがなくなるという、そういう1つの地域の心細さとやはり具体的には町内でしか買えないごみ袋とか、足のない方たち、車に乗れない方たちのちょっとした買い物ができなくなるという、いろいろな声が大体皆さん共通して「やっぱり困るよね」、「不便だよね」という話が聞かれました。

それで例えば、住宅をこれから、何て言うんだろう、住宅用地を売りこんでいる業者さんなどは、やはりあそこにコンビニがあるよということが1つの売りだったと思うので、そこら辺にもこれから少なからずも影響が、むしろ大きな影響が出ているのかな。実際そして日出に住んでいる若い人達も、ちょっと将来的なこと考えて離れるという人もいましたので、その地域的なやっぱり活性化という意味で、すごくいろんな課題があると思うので、あえて項目は細かく載せませんでしたけれども、今、町長の答えの中にAコープ店と齊藤商店が、電話、ファクスによる買い物注文をはじめているということは、いつごろから行われているのですか、周知はされているのでしょうか。

それとコープさっぽろの移動車は、この間、担当の方が来て「この辺は何件ぐらい利用していますか」といったら「27件」ということでお答えいただいたんですが、本当に難しい問題がたくさんあるので、一言では言えないと思いますが、町として、店舗誘致というのは、どこまで可能性があるのか、その対策があるのか、その辺について、もう一度お伺いいたします。

- ○議長(橋本憲治君) 農林商工課長。
- 〇農林商工課長(村口鉄哉君) 1点目のご質問にありましたAコープ店と、それから齊藤商店の買い物の関係でありますけども、正確にいつの時点からというかたちではちょっと聞いてはいないんですけど、日出のコンビニエンスストアが閉まる前から、顧客の関係の方が「そういう取り扱いをしてほしい」というような話を受けて、両方ともやっているというふうに聞いております。

周知の関係ですけど、基本的に例えば日出の地域とか大谷の地域全部に周知しているというかたちには今なっていないというふうに聞いています。先ほど説明しましたとおり顧客の方が「不便なので何とか宅配をしてほしい」というような話から、既にもうやっていますというような話を聞いております。

- ○議長(橋本憲治君) 町長。
- ○町長(菊池一春君) 町として、店舗の誘致の可能性はどうなのかということについては、具体的な検討はしておりません。非常に厳しい。コンビニエンスストアが例えばローソンがだめだったということで、セイコーマートやセブンイレブンはその可能性については、もう彼らは商圏調査を全部しておりますので、あそこで自立してお店をやるということについては、非常に厳しいという状況ですから、もう1つ、それじゃあ町があそこに店を開いてとか、あるいは物産展を開いてとかという可能性については、現実的には検討していないというのは事実です。こっちの方の問題も出てきていますから。

その点でいくと動きとしては、例えば、鷹栖のように住民の方が、例えば、注文を受けて、そして、そこで注文の肩がわりをしていくとか、いろんな動きが出ておりますけども、自治体の直営の店で、あそこで店をやるかどうかという検討については、まだ全体的な状況調査をしながら、可能性について考えていきたいというふうに考えているところです。

○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。

○3番(西山由美子君) 最初のお答えの中で、閉店前から行われて、これは町のほうで「Aコープと齊藤商店がそういうサービスをやっていますよ」ということをぜひ広報などでも周知してほしいです。要望があったから、その方がそこに対応できているのだとしたら、ほとんど私が回った中では、そういうことは全然知らなかったので、まず町の商店がそういうふうにやってくれているならば、ぜひやってほしい。

それから、唯一、日出地区でふれあいセンターに簡易郵便局がありますが、そこで例えば、ごみ袋とか、学用品とか、そういう必要なものが販売とか委託できるのかどうか、その辺は検討されているでしょうか。

○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) 非常に難しい。例えば、お店屋さんのこうやってサービスやっていますから、ぜひそこを利用してくださいということで、町の広報で周知できるかどうかという問題含めていくと他との関係とかいろいろありますから、ですから、これは商工会や、あるいは地元の住民の方々がそういう要請の中で、そういう展開をしていくということが、まず第一義的には、やっていかなきゃならないのではないか。

我々は、例えばごみ袋については、郵便局にはもう既に無理だという話をいただいています。

それから、コープさっぽろについても、内実話しますと、コープさっぽろについても今、 災害防止協定を結びます。その機会に「カケル」という西山議員も見ていると思いますけ ども、1千品目、私もこの間、末広に見に行きました。高齢者がわっと寄って来ているん です。あれが来ると地元の店舗が困るんじゃないかというぐらいの、もうとにかくお花から線香から、もうそれこそ惣菜の果てまで持ってくるわけです。そして、注文も受けて、 お米何かについては、来週にお届けしますという関係の中でやっている。それが今、日出 は週1回、土曜日に来ているのです。これを今、例えば週2回やっていただくことができ ないかということをあまり強くやると地元の影響力もありますから、これ難しいんですけ れども、いずれにしても、末広は週2回やっていますから。

しかし、これは我々が週2回コープさっぽろがやりますよなんてことは言えませんので、 彼らの自助努力としてやっていただくということが原則だと私は思っています。

それから「トドック」あれも会員の方もかなりの数おられますから、これも含めて、例えば、改めて地域の日出地区なら日出地区の方に「トドック」のカタログで申し込むというようなことも含めて、コープさっぽろの自助努力としてやっていただくという要請はこれからもしていきたい。

よろしいでしょうか。

○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。

○3番(西山由美子君) その前に、齊藤商店とAコープだけだとそういうことができないというのでしたら、余湖商店、今野商店も含めて、町の商店含めて、買い物行けない人たちのために、ファックス、電話などで注文に応じて届けられるということをもっと商工会含めて話し合って、そういう町で周知できるような体制をぜひつくっていただきたい。

そのうち多分、町内会からも要望が出ると思いますけれども、Aコープもそうですが、 まずは町の活性化のためにも、そういう対策をぜひお願いしたいと思って、これで私の質 問を終わります。ごめんなさい町長のお答えをお願いします。

○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) ご存じのとおり今、商工会会長がああいう状況の中で今、組織立てを組織の今月中には会長が決まるようであります。その中で、当然、日出の対応や今、ホクレン商事、農協と齊藤さんがやって、これ自発的にやっていただいていると。商工会が中心になってファクスで申し込んでそれを配達、1品目であったとしても配達するということが基本のようですから、そういったことが商工会会員の中で可能なところとやっていただけるところを商工会を中心にしながら、そして、広報活動をやっていくということがまず1つでしょう。

それから、私はあそこに店舗がなくなるということで、買い物難民の問題もさることですけども、あそこのともしびといいましょうか、灯が消えるということをどうするかということを考えなきゃいけないと。これはオーナーにも先般、話をしてきましたけども、今例えばうちの政策の中で、新しく店舗に進出してくる。それで300万円を使ってください。これは、日出のあの地区にコンビニが出なくても、ほかの全日食やいろんな人たちが日出に来て店舗を構えることをやってみたいということがあれば、有効にあの補助金は、私は使っていくような幅を広げたいということも含めて、現実的な検討を内部的にはしておりますので、地域をあげてご協力をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(橋本憲治君) 西山由美子君。
- ○3番(西山由美子君) わかりました。商工会の事務局の方ともお話したんですが、本当に日出だけじゃなくて、訓子府の商店も含めて、この時代の流れに負けないような、もっと違う方法で、皆が生き生きと暮らせるようなまちづくりになっていくよう今後期待して、私の質問を終わります。
- ○議長(橋本憲治君) 3番、西山由美子君の質問が終わりました。 ここで、午後2時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時58分 再開 午後 2時10分

○議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次は、5番、上原豊茂君の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) 5番、上原です。通告書に従いまして、私の一般質問をはじめた いと思います。

2点ありますけれども、1点目、元気を支える施策の取り組みについてであります。

高齢化する社会の中で、第一線を退いた人たちが日々の生活の中で存在感を持てることが心身の健康を保つ上で欠くことができない要因の一つと考えます。

個々に老いの経過は違いますが、誰もが自立した生活を望んでいるところです。自治体において、医療をはじめ、老人福祉費の負担も増加し、財政上の課題のひとつとなってい

ます。次代を担う子どもたちの施策の継続とともに、歴史を刻んだ人々の生活をサポート する施策について、今一度そのありようを検討し、対応することが求められていると思い ます。

財政負担が小さくても、対象者の目に輝きを持てる施策の取り組みが大切と考えます。 子どもたちと同様に新たな発見や目標に向かうわくわく感を持って、生き生きと一人でも 多くの人が日々を送れるような施策の取り組みについて、町の考え方を伺います。

1点目は、高齢者対象の施策の現況評価と課題について。

2点目は、楽しく参加し、生き生きと暮らせる施策の取り組みについて。

この2点について、町長の考えを伺います。

○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) ただいま「元気を支える施策の取り組み」についてのお尋ねがありましたのでお答えします。

全国的な少子高齢化社会が訪れる中、日本創成会議の人口問題検討分科会が子どもを産む中心世代である20歳から30歳代の女性の人口減少に着目し、全国で896の自治体が将来消滅する可能性があるというショッキングな試算を発表し、少子化対策などの戦略を提言いたしました。

地域に暮らす方がいる限り自治はなくならない、人口が減少するほど自治体の役割が高まると感じているところでございます。

さて、本町においては、少子高齢化が社会的な現象となる今から20年ほど前に、年少人口と老年人口が逆転し、本年1月時点で老年人口が全体の33.6%を占める1,81 8人となっています。また、75歳までの前期高齢者人口が835人、75歳以上の後期高齢者人口が983人という状況であり、今後10年間の推計をすると老年人口はほぼ横ばいで推移し、後期高齢者人口の割合が増加することが予測されています。

それでは、1点目の「高齢者対策の施策の現況評価と課題」についてのお尋ねがございました。

高齢者対策の施策につきましては、福祉保健課、社会教育課を中心として誰もが自立した生活を送ることができるよう、大きくは「生きがいづくり」、「健康づくり」と「介護支援等対策」の3つの視点で多くの事業に積極的に取り組んでいるところであります。

社会的情勢の変化の中で、高齢者の方は独居や夫婦世帯が増加してきており、3世代同居が当たり前であった農業世帯についても別居世帯が垣間見られるところであり、生活や心身に不安がある方も多いと思われます。

生きがいづくりや健康づくりの場として、若がえり学級をはじめとする高齢者教育事業の展開や、ゲートボール教室やパークゴルフ教室などの各種スポーツ教室を開催することにより、高齢者を中心とした各種スポーツ、文化活動が広がりを見せて定着し、身近な仲間づくりやコミュニケーションが取りあえる場所につながり、高齢者が抱えるさまざまな不安等を和らげる一助となっています。

さらには、はっちゃき塾をはじめとした介護予防教室や介護サポーター養成講座などの 福祉活動や事業を通じ、高齢期になっても心身ともに健康で文化的な生活を営むことがで きるように多くの施策を進めているところであります。

また、介護支援対策としましては、介護保険制度をはじめとした訪問介護・居宅介護・

各種在宅サービスなどの高齢者福祉事業を中心に不安が少なく暮らせるよう支援している ところであります。

一方、近年では、各施策における参加者の高齢化や参加人員が減少している状況にあります。特に第一線を退いた経験・知識が豊富な、いわゆる自立した団塊の世代の方の既存のサークルや地域老人クラブ等への参加が少なく、今後の高齢化に伴い身体や人と人とのつながりが希薄になることで孤立化するなど、精神的な健康状態が心配されるところであります。

次に、2点目の「楽しく参加し生き生きと暮らせる施策への取り組み」についてでありますが、議員が言われているすべての高齢者が各種施策に楽しく参加し、新たな発見や目標に向かい、わくわく感をもって生き生きと暮らすことは理想的な姿であります。

多くの方の事業への参加は、事業の目的や理解はもとより友人や知人が互いに誘い合うなどの柔軟さも大切であり、介護予防教室への参加や一部町内会で実施されているふれあい交流会を拡大するなど、仲間づくりを支援するとともに生きがいを持ち、健康で暮らせるような事業展開を図ってまいります。特に、地域で生活する自助、共助、公助を確立する意味でも老人クラブ活動の見直しや活動参加を促進しなければなりません。また、働く場の確保で大きな役割を果たしている高齢者勤労センターや季節労働者協議会などへの参加も促進しなければなりません。

高齢者は身近な地域で生き生きと活動しながら暮らすことが大切であり、そのためにも若い世代とともに地域社会を支え、地域を活性化させる一翼を担うことが生きがいや存在感を持つことにつながると思います。一例をあげれば、農業普及センター等が推進する「家族協定書」の締結など、家庭を構成するすべての人が多岐にわたる役割を分担する取り決めなど、こうしたことも推奨しなければなりません。

団塊世代が高齢となる時代は、多種多様なライフスタイル、ボランティア、さらにさまざまな活動参加を奨励するためにも、新しい生涯学習、福祉活動の提案が求められています

国際的にも例を見ない超高齢化社会、生きがいと空虚の時間との闘いをどう乗り切るのか、我々一人ひとりの生き方も含めて問われている時代です。

以上、ご質問のありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますよう よろしくお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) ただいま、町長からの回答を得ましたけれども、まさに中にもありましたように、多種多様な取り組みをしているということは、認めるところでありますし、ただ、今の回答の中にもありましたように、参加者がなかなか増えてこない。対象者が増えるにもかかわらず少ないということが、最大の課題でないかということを念頭に私もこの質問に取り組んだわけであります。いろんな今とっている施策、それはまさに幅広いといいますか、一線を終えて自分の時間をどう過ごそうかという人たちのその次の段階の人たちに対する施策が多いんでないかというふうに感じているところです。

今ありましたように、例えば今行っている福祉保健課、社会教育課におけるその取り組みというのは、今後とも継続していく、そういう立ち位置にあるというふうに思っておりますし、こういうものを継続しながら、そのすき間を埋めるということが大切でないかと

いうふうに思っているところです。

ここで1つお聞きしたいのは、今、回答の中にもありましたけれども、さまざまな対策をとっている、施策を打っているにもかかわらず、参加者が少なくなるといいますか、対象者が、先ほども言いましたように、対象者が多くなっているにもかかわらず、参加者の減少が起きているということの分析については、どのようにとらえているのか。その辺について、お聞かせいただきたいと思います。

### ○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) はっきりとした調査をしたわけでございませんけども、やっぱり 我々の世代は、非常に選択肢の広がりとそれぞれの生き方が、ひとつの老人クラブや決ま ったサークル活動ではなくて、読書やあるいは個人の趣味とか、いろんな選択肢の中で、 ライフスタイルを求めているという状況が顕著に現れているというふうに、まずは第一義 的にそうとらえるべきが私は正論ではないかというふうに思います。

#### ○議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) まさに今、町長が答えられたように、その多様化ということがそこにあるというふうに私も思っておりますし、だからこそ今、それらの人たちも参加できるような、例えば、大勢の人数が集まってくる施策でなくしても、自分が中心になっていけるような、趣味が生きていくような、新しい自分の内在している能力が前に出せるような、そんな場面展開といいますか、そういう場所をつくり上げていくということが、求められているんでないかと思うわけであります。

老人クラブが各単位ごとにありますけれども、先般といいますか、老人クラブの幹部の 方々と交流したときもありましたけれども、非常に参加者が少ない。これは農村地域にお いても非常に少なくなっている。それは生活といいますか、農村だと農家の生活の実態の 変化、規模拡大ですとか、人手の確保ができないということで、動ける間は手伝わなきゃ ならないとか、いろんな状況がある。それも事実でありますけれども、じゃあそこで本当 にそういう人たちが自分の生きがいを持って明るく楽しく生きていけるのかと言ったら必 ずしもそうではないというふうに思うわけであります。作業を手伝うとか何とかというの も自分の存在感を実感できる場所であることは間違いないわけでありますけれども、先ほ ど申し上げましたように、自分の持っている、内在している、今まで発見できなかった自 分というのを発見できるような、そんな取り組みをぜひ、これはおそらく社会教育の場面 で出てくるんでないかと思いますけれども、そういう取り組みが求められてきているわけ でありますから、ぜひとも、例えば同じ仲間の中で「この人は」という誰もが認める、そ ういう何といいますか、技術といいますか、例えば料理ですとか、野菜の作り方ですとか、 いろんなことに対して指導的な立場に立てるような人たちが中心になって、そういうサー クルをつくり上げていくような、そんなことがもっともっと広く浸透していくという働き かけを行政側がするべきでないかというふうに思います。

そういう意味で、特に、若がえり学級等々も含めて、社会教育の中ではいろんな意見も 出てきているのではないかと思いますけれども、こういう変化について、どのように社会 教育の現場としてとらえているのか、もし何かあればお聞かせをいただきたいと思います。 ○議長(橋本憲治君) 教育長。

○教育長(林 秀貴君) 上原議員おっしゃるように超高齢化社会を迎えた中で、うちの

町でも、先ほど町長答弁しましたように34%という数字で、3人に1人が65歳以上という中であって、今後においても高齢者が地域の中心となる人材ではないかということで、教育委員会としてとらえているところです。

その中で、若がえり学級のお話もあったので、若干ちょっとご説明申し上げたいと思いますけど、若がえり学級自体は非常に古い、昭和50年ぐらいから、その前身がありまして、今まさに高齢者教育を支える学級となって、今、実際25年で申し上げますと149名の方がおられるということで、ただ時代の変遷とともに、やはり高齢化率が高くなって、今の時点で確か80歳近かった数字だったと思いますけど、前段、議員もおっしゃっている第一線を退いた、俗に言う団塊の世代の60歳台と男性の参加が少ないという状況になっているというところでございます。この辺も若がえり学級の中でも、その辺の課題を含めながら、どう皆が学習メニューを見直し改善含めていくかということを含めて今見直しを図っているところがまず若がえり学級の現状だというところでございます。

それと例えば、議員のお話のあった、例えば自分が培ってきた知識や経験を生かし、自分自体の存在感を位置づけを見直すという部分も含めましたら、ちょっと関連があるかどうかわかりませんけど、例えば、学校地域支援本部事業、俗に言うスクールサポーター制度もボランティアとして登録させていただいているところでございますけど、全体でいけば160名ボランティア登録して、そのうち105名が65歳以上ということでございますので、率でいったら65%以上の方がサポーターとして登録していただいて、学校の支援をいただいているというところで言えば、また、自分の知識や経験を生かした、技能・経験を生かす機会にはなっているのではないかというところです。

また、本年度、社会教育のほうでも、いろんな分野での町民のニーズをとらえるために 老人クラブを回りながら、高齢者ニーズがどうだというところを把握することを今展開し ているところで、一例としたら、例えば、高齢者と若者の交流をどうやっていくかとか、 一例を申し上げますと例えば今、IT社会の中で、高齢者の方から、俗に言うスマホの操 作がわからない。そういうことを若者に聞きながら、若者と交流をしたいという希望もあ りましたので、その辺のニーズを把握しながら、今後、社会教育事業に展開を図ってまい りたいと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

## ○議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) 今スクールサポーター160名の登録の105名が65歳以上で、ある意味では、非常に生きがいを感じながら参加しているんでないかというふうに感じているところです。いろんなことが考えられる、そういう幅の広い取り組みになるというふうに感じているとこでありますけれども、私はこういう取り組みが、例えばこの中でも申し上げましたように、医療費の削減ですとか、要するに元気で自分で自立して少しでも長く1年でも2年でも長く自立したかたちで生活できるということが、そこに焦点をあわせるべきだというふうに思うわけです。そのことは70歳を超え80歳になってから取り組んで可能なこともありますけれども、むしろもっと若い段階で1つの自分の目標みたいなのを持てるということのほうが言ってみれば医療費だとか、いろんな福祉費の削減につながるだろうというふうに思うところです。

そういう意味では、いろんな例えば、長崎県佐<sup>2</sup>町ですとか、三重県ですとか新潟県とか、いろんなところで高齢者活動の先進的な施策の取り組みをしているという事例も見た

り聞いたりしているところでありますけれども、そういう意味では、例えば、年を老いて 夫婦で生活している。先ほど町長の答弁でもありましたけれども、3世帯同居でなくして、 子どもたちが出ていって年寄りだけの世帯ということも多いんじゃないか。そういうかた ちを考えるときには、これからそういうかたちが増えていくということを前提にして考え れば、若い時点で介護をする。どっちがどうなるかというのは別にして、介護できる、そ ういう技術を身につけるといいますか、自然なかたちでパートナーを介護できるような、 そういう体制づくりも必要だというふうに私は感じるわけです。そのためには、早い時点 でそういう環境づくりといいますか、場面を経験できるような、例えば、男ですとなかな か介護の技術を身につけるところに行くということ自体に腰が引けるということもあろう かと思いますけれども、そういうことが集団でぜひ参加して自分のために参加するんだと いう意識を持ってもらいながら、そういう状況をつくっていくですとか、例えば、そこに は介護、実際に介護を経験した人たちが身近な部分で、講師となって具体的な対策を伝授 するというようなことも含めて、これはうちの町の福祉保健課何かでも、お金をかけない でも対策としてとれるんでないかというふうに思いますし、また、先ほども言いましたよ うに、当然1人になる、年寄りだけの生活になる。先ほど前段で買い物に対する問題等々 も出ていますけれども、ある意味では、材料があっても料理ができない。どう食べたらい いか分からないという状況も現実に自分の身内も含めて、そういう状況も目にするわけで あります。となれば当然早い段階で、そういうことも含めて、例えば、男の料理教室です とか、いろんなことを展開していく、そういうチャンスを提供していくということが、大 事ではないかと思うわけでありますけれども、そういうことも含めて、健康を維持するた めに取り組む、緊張感を持って日々を暮らしていけるような環境提供をするということに 対して、何か今一つ考えを持っていれば、アイディアを持っていれば、お示しをいただき たいと思います。

○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) 私が訓子府に来た頃、老人クラブに行きますと、宝引きと花札を やって、そして嫁の悪口を言ったり、そういうのが一般的でありました。

実は、老人福祉法ができて、昭和37年から訓子府町の老人クラブというのは、穂波からはじまって、今、高園も今年50周年を迎えますけども、50年がたとうとしています。 その時代からいいますと非常に生活様式が変わってまいりました。

先般、栄町の保健師や社会教育課の職員たちで主催しております「老人クラブ巡回講座」というのに、私もはじめて様子を見にいかせてもらいました。そうすると、軽体操やレクリエーションや麻痺をどういうふうにして防ぐか、あるいはならないかということも、そういう中で、あくまでもボランティアだと思いますけども、福祉保健課の中で育った介護予防サポーターの方が、こういう何かオレンジ色のチョッキみたいのを着ながら、そして、一緒になって地域の老人クラブの人たちとやっている。これがおそらく若富や東幸町、いろいろなところからはじまって少しずつ波及してきている。

これはまさに議員さんたちが何度もお話していただいたように、やっぱり出かけていく 社会教育、出かけていく保健師活動ということがこれから一層求められていくのではない のかというふうに思っています。

その点でいうと、新しい時代のそういう潜在化した能力を顕在化していく。こういった

ことをどういうかたちで参加に導いていくかということが我々にとっても課題であります けども、まずは、出かけていくということ。そして住民と向き合いながら、そういう機会 を可能な限りいろんなかたちでやっていくということが、非常に大事なのではないかと思 っていますので、ここの点は、ご理解いただきたいと思います。

いずれにしても、行政がさまざまな事業を打っていきますけれども、参加してこない。 この人たちをどうやって自分たちが自らの意思で参加するようになっていくかということ が、我々の大きな課題でもあり、テーマであるというふうに思っているところです。

例えば、若がえり学級もどんどん人数が減ってきています。今150人ぐらいでしょうか。男性は中でもとりわけ昔から少ない。そして、老人クラブも少ない。我々行政は、地域の声かけ運動やいろんなことをやるのには行政の限界がある。だから老人クラブの力も借りなければいけないと言っていても、現実的には入ろうとしないという人も多い。健康に害だからということで、できるだけ検診を受けようということも本当に保健師たちも我々含めていろんな施設の協力を得てやっている。しかし、国が言っている65%の目標には達しない。35%、北見市は20%にもならないという状況。たばこは吸っちゃだめだって言っているにもかかわらず、やめようとしない。悪いのは知っている。だけど、俺はいいんだと。こういう主体的に生きようとする人たちに理解していただこうというのは、どうすればいいのかということ。私は今極端な例をあげましたけども、非常に難しいテーマでありますけども、しかし、行政はこれでいいということはありませんので、議員のご指摘のとおり可能な限り、ありとあらゆる機会を通じて、そういう参加を奨励し求めていきたいというふうに考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。○議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) ぜひ、町民のほうの課題も多々あるわけでありますけれども、先ほど教育長から答弁があった中で、若者と高齢者の連携の場といいますか、どっちが主となるかはわかりませんけれども、そういうつながりもあえてセッティングしながら取り組んでいくということが、それぞれの位置関係をきちんと認識し、さらにまた若者が経験豊富な人たちから自分の悩みの一つの解決策を見出せるということもあろうかと思いますので、社教のほうとしては、社会教育現場で、ぜひそういう取り組みにも積極的に入ってほしいというふうに思うわけであります。

たまたま今回の問題提起をするときに、24年ですか、この高齢者ニーズ調査というところの自由意見というのをちょっと目を通してますと、非常にうちの町に対する評価が高いということを痛感しました。これだけ「この町で住みたい」「この町で一生を終えたい」という表現が多いということは、この町の魅力というのは、私が気がつかない、いろんなものがあるんだろうというふうに思います。今、やりとりの中でもありますように、いろんな取り組みを積極的に行政として提案している。参加人数が少ないということもありながらも、問い続けていくというところが町に対する優しさといいますか、評価につながっているのではないかというふうに思うわけであります。そういう意味では、先ほども言いましたけれども、参加者が少ないからやめるんでなくして、ぜひ参加者が少なくても、参加者がある限り、いろんな場面、いろんな活動の環境提供をしていってほしいというふうに思います。

その中で、今回の4月の議員の議会報告会の中でもありましたけれども、出会いの場と

いいますか、集まる場所、町に来て集える、そういう場所が欲しい。以前も何回もいろんな方々から出ていますけれども、空き店舗等を利用した集う場所、居場所づくり、私はやっぱり年老いていくと居場所があるかないかということが、非常に自らの元気とつながってくるんでないかというふうに思うわけであります。そういう意味では、同じ年代、違う年代、先ほど教育長の関係ではないですけど、若い世代との接点も含めて、そういう環境づくりをしていくというのが、行政のある意味では、今置かれている環境の中での一つの課題でないかというふうに思うわけであります。そういう意味では、この辺については、積極的に年代がどうということでなくして、いろんな人たちが集まれる場所、やっと買い物に来て、ほっとしていすに座れる、腰を下ろせるような場所とか、そういうことも含めてつくっていく。ちょっと元気な人がその買い物した荷物を運んでくれるような、そんな環境づくりができれば最高でないか。そういうところに行政として、教育行政も含めて取り組みを強めていっていただければというふうに思います。ぜひそういう意味では、一歩、二歩、待つんでなくして、むしろ積極的に前に出ていくというような施策の打ち方をしてほしいというふうに思うわけであります。

まだまだ、いろんなかたちでやり取りをしたいわけでありますけど、もう1点ありますので、もし全体をとおして何か町長のほうからご意見があればいただきたいと思います。

# ○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) 先ほど議会の休憩時間に私どもの元谷業務監がこういう話をしました。パークゴルフ教室をやれということで、広く会員を広げるためにパークゴルフ教室を企画してはいいんじゃないかと、広報活動をやった。そしてネットでも出した。集まったのは1名だった。もう担当者はショックで、しかも参加したのは議員さんお一人だったと。こういう現実というのは、やっぱり随所にあります。

しかし、うちの職員たちは、そこでもうやめたなんてタンパラ起こさないで、どうすれば集まるのかというようなことで、誘い合うことをもっとやったらいいんじゃないかとか、いろんな苦労と悩みながらも、輪を広げていきたいというかたちでやっていますので、これは基本的には、やっぱりいかなる事業であっても、それが原則だというふうに思っておりますので、これは社会教育、福祉共々にそういった努力を積み重ねていきたいというふうに考えています。

もう1点、私自身も友人たちが、札幌で国鉄とかJRなんかを退職して、自分で喫茶店を開いて、そこに我々の年代がたまり場になってミーティングやったり、あるいは、いい音楽を聞いたりとしたような場所が欲しいと私自身も思います。これは行政が本当にそこを率先してうんぬんなのかなといつも思うんですけども、やっぱり我々のような年代が自発的にそういうところで、ちょっとしたカフェのような感じのものをつくっていくというボランティア的な自発的なそういうところから何かスタートすることができれば、うんと広がりを見せるんだろうなということを考えながらも行政で成し得ることは一体何なのかということも悩みながらも、前へ進めていきたいと考えておりますので、議員のご指摘の部分もありますので、今後もまた努めて努力してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) なかなか思いとそれを受け取る側の行動とは、かみ合わないとい

うところがたくさんあるかと思いますけども、ぜひ、自分も含めて、そういう取り組みに 参加できるような努力をしてまいりたいというふうに思いますので、こりずに行政として の最大限の力を発揮していただきたいと思います。

それでは、次の案件に入っていきたいと思います。

住環境整備への取り組みについてであります。

社会福祉の充実は、定住にとって重要な政策であります。同時に、住み心地は視覚や聴覚で感じる環境も含めた生活に直結するさまざまな要因が評価の対象になるものと考えます。

町にとって、そのすべてを充実し満足してもらうことは難しいところです。気配りや努力によって解消できること、長期的展望を持って対処する案件と幅広いと考えています。

これらについて、教育・社会福祉政策に肩を並べるくらいの具体的取り組みが必要と思います。昨年6月定例会で空き家対策について、町の考えを賛したところです。その後の調査・検討の進捗状況と今後の住環境整備についての町の考えを伺います。

1点目は、空き家にかかわる課題解決の調査・検討の進捗状況と今後の取り組みについて。

2点目は、現在の町営住宅の維持管理に関する課題と今後の町内住宅整備にかかわる町 としての考え方について。

町長の考えを伺いたいと思います。

○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) ただいま「住環境整備への取り組み」について、2点のお尋ねを いただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「空き家にかかわる調査・検討の進捗状況と今後の取り組みについて」 であります。

昨年の6月定例会で議員からのご意見により10月に町内会長、実践会長の協力の中、 空き家実態調査を行ったところです。

結果として、町内会地区61軒、実践会地区29軒、合計で90軒が空き家の状態にあり、全住宅数に比較すると5%となっています。その後、町で建設物の外観上の現地調査を行い、状態に応じた評価を実施いたしました。Aランクは小規模の修繕によって再利用が可能または修繕がほとんど必要ない物件で町内会15軒、実践会6軒の合計21軒でございます。Bランクは多少の改修工事により再利用可能な物件で町内会18軒、実践会7軒の合計25軒、Cランクは老朽化が著しく再利用には大規模な改修工事が必要な物件で町内会22軒、実践会10軒の合計32軒、Dランクは損傷が著しく解体が必要と思われる物件で町内会6軒、実践会6軒の合計12軒となり、利活用可能な物件が51%、利活用が困難な物件が49%となっております。

空き家対策は、大きく2つの視点で行う必要があります。1点目は、生活環境の向上と防災、防犯上の危険性の回避のために行う老朽家屋の取り壊し等に、ある意味、強制的な助言、指導、勧告等を行うことであります。2点目は、利活用可能な空き家の二次的な利用促進する制度の構築であります。しかも議員も昨年言われましたように所有者、管理責任者の把握が登記簿情報や地域での聞き取り等が中心となり相続等により明確に把握できないことや取り壊し等の助言、指導、勧告等を行う特定建物の明確な法的根拠、判断基準

がないことが課題となっています。

全国では、平成25年10月末で180を超える市区町で条例化されていますが、多くの自治体で同様の課題があることなどから「空き家敷地内の立ち入り権限」、「修繕、撤去の命令」、「固定資産税の軽減措置」、「空き家所有者の税情報の閲覧」など盛り込んだ「空き家対策特別措置法案」が議員立法により国会提出に向け調整が進められており、法案審議、法令を見極め制度化に向けた検討をしてまいります。

また、空き家の利活用制度につきましては、昨年の答弁で触れさせていただきましたが、 不動産業などの業務に支障がないように十分配慮しながら、所有者の意向の把握や情報を どこまで公表することができるか、前段でご説明した「空き家対策等特別措置法案」の行 方を注視しているところですので、それを含め総体的に検討してまいりたいと思いますの で、ご理解を願います。

次に、2点目の「現町営住宅の維持管理の課題と今後の住宅整備にかかわる考え方」について、お答えをいたします。

まず、現町営住宅の維持管理の課題についてでありますが、平成5年に建設したメゾン 銀河以降、ボイラーや暖房機を備えた住宅を建設してまいりましたが、概ね20年が経過 したこともあり、故障した際の修繕ができないため、更新しなければならない状況になっ ております。今後、ますます設備更新が増えてくることが確実なことから、この財源確保 が課題の一つといえます。

また、設備のないそれ以前の住宅については、特に長期入居者が多いため、退去時には 多額の修繕費用が掛かるほか、築後30年が経過していることもあり、屋根の葺き替えが 必要な状況が見えはじめてきております。これら修繕費の財源確保のほか、修繕にあたっ ては将来の建替計画も考慮する必要がありますので、その見極めも課題といえます。

こうした財政的なもののほか、住宅規模と入居者数のバランスがとれていないという、 管理する側での課題と感じる部分もありますが、いろいろな社会的要因の中で結果として 一人住まいになっていることを考えますと、これについては、やむを得ないものと感じて いるとこであります。

次に「今後の住宅整備にかかわる考え方」についてでありますが、このことについては、昨年の第4回の定例会の一般質問の質疑の中で回答させていただきましたように、平成29年度を始期とする第6次訓子府町総合計画の中で、高齢者向け住宅であるシルバーハウジング等の建設やコミュニティースペースの設置も検討しなければならないと考えておりますが、この高齢者向け住宅の整備に際しては、幸栄団地をはじめとする既存住宅の建替計画、特に整備戸数についての見直しが必要となりますので、総合計画の策定にあわせて広く町民のご意見を聴きながら、より実態にあった町営住宅の整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、ご質問のありました2点について、お答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) 1点目の空き家にかかわる課題解決の調査検討の関係については、 早々に調査いただいたという点では、高く評価をしたいと思います。

この中で、特徴的だったのは51%の建物が利活用可能ということであります。これを

今後も放置しておくことはいかがなものかと。当然、町長の説明にありましたように、建設業界、不動産を扱っている方々に対する配慮というのも行政として十分していかなければならないというふうに思うわけでありますけれども、それにしてもそういう人たちも含めて、こういう利活用可能な建物をぜひ活用していく施策をあみ出してほしいというふうに思います。行政だけがやると、いろんなことで今、町長から回答ありました、先ほどいいましたように批判もあろうかと思いますけれども、そういう関連の人たちの声も含めて、例えば、そういう人たちが手直しをして、利用してもらえるような体制を組むということになれば、当然、経済的な回転もできていくということになるわけでありますから、そういうことにも考慮して、ぜひ妙案を生み出してほしいというふうに思います。

もう1つは、これだけ利用できるものがあるということは、住む人を呼び込める可能性もあるというふうにつながっていくわけであります。この辺について、例えば、前段の中にも書きましたけれども、うちの町の子どもたちに対する政策ですとか、福祉に対する政策、これには、この高齢者のニーズ調査にも書かれておりますけども、非常に高い評価があるわけであります。そういう意味では、これらも含めて、きちっとアピールすることによって、割安で住居を確保でき、さらに、そこで住むことが自分の生活のリズムときちっとかみ合ってということになれば、人口増とまでいかなくても現状維持への1つの施策となってくるんでないかというふうに考えるべきでないかと思います。

こういうことに対する現状アピールもきちっと対外的な対策として打っていくべきでないかというふうに思います。この辺について、例えば、そういうPRをするような取り組みを考えるのかどうかも含めて、お聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(橋本憲治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(伊田 彰君) ただいま、再質問をいただきました。

まず1点、空き家調査の関係なんですけども、町長の答弁の中でも、触れさせていただいておりますけども1点、所有者の確認が、登記簿情報、または地域の聞き取りということで、議員、前回というか、昨年のご意見の中で出ていた明確な管理者という部分では、とらえきれなかったということと、あくまで外観上の調査ということで、敷地の中とか、家の中入れませんので、そういう意味では、仏壇が置いてあるとか、既に、町内会、実践会から申し出を受けた物件に対しての調査だったもので、そういう意味では、借家として、既に利用されている部分もある。現段階ですけども、そういった部分があるということを前提といたしまして、町長申し上げましたけども、現在「空家対策特別措置法」ということで、国会に提案ぎりぎりの段階ということで、今国会については、ちょっと見送るような方向が出されているところでございます。そういう意味では、議員、再質問の後半で言われている移住とか、そういったような対策も含めて、今後、所有者情報の明確化と所有者の意向も含めて、そういうような部分も検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。
- ○5番(上原豊茂君) ぜひ、これからもこの案件については、取り組みといいますか、情報の確認に入っていただきたいと思いますし、農業者の後継者で町外に住んでいるという方が結構多いわけでありますから、そういう人たちも含めて、できるだけ町内で生活できるような環境づくり、そういう物件の提供も含めた取り組み、それを考えていただきた

いというふうに思います。

2点目の町営住宅の維持管理の関係でありますけれども、6次計画、29年の6次計画の中で、平成5年、またそれ以前の住宅に対する対応も含めたものが出てくるというふうに思いますので、またその時点で、いろんな議論をしていきたいなというふうに思います。ただ、さきほど町長の答弁の中にもありましたけれども、一人住まいになった方がいたり、当然、家族で住める広さの住宅に一人暮らしということも当然起きてきているということでありますから、それらも含めて、今後の町営住宅の、6次計画の中では、対策を含めた方向づけをしていただければというふうに思うところであります。

ちょっと視点を変えまして、現状の町営住宅の状況の中に、これはいかがなものかと思うような場面も、見受けられるところであります。といいますのは、町有地、町営住宅といいますか、その敷地の中にナンバープレートがはずれた車が放置されていたり、また私物が放置されているというような状況も見受けられるというところがあります。例えば、こういう状況が当たり前のごとく、長年にわたって状況が継続していきますと、どんどん増えていくんでないかと。あの物件がそのまま置いてあるんだから、自分のものをそこに放置していいんでないかということが拡大していくというような、そんな心配を感じたところであります。

こういうことに対して、以前、産業建設常任委員会の時も町営住宅の周りに放置してあるものに対する対応について、どう取り組むのかということをお聞きしたこともありますけれども、さすがに、小物でなくしてナンバープレートのはずれた車が放置されているということは、あってはならないというふうに思いますので、こういうことは当然、訓子府町営住宅管理条例の中にもきちんと73条からなる条例でありますから、事細かにいろいろなこと、迷惑行為の禁止等も含めて、居住者の責任も含めて書かれておりますので、こういう取り扱いについて、今までどういう対処をしてきたのか。今後、これらについて、どういうふうに取り組むのか。その辺について、考え方、お示しいただきたいと思います。○議長(橋本憲治君) 建設課長。

○建設課長(佐藤正好君) ただいま、町営住宅内の、いわゆる放置車両的なもののご指摘をいただきました。議員おっしゃるとおり、非常に問題ある案件でございまして、これまでも、私も前任も含めて機会あるごとに入居者の方に撤去とか、そういったことのお願いはしてきたというふうに聞いています。そして、依然としてなかなか解消されない現状にありますので、今度ちょっと一歩踏み込んだかたちで、これからまたちょっと改めて撤

去についてのお願いをしていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。
- ○5番(上原豊茂君) 例えば今、課長が言われている案件については、どのくらいの期間、そういう状況で放置されているのか。お願いするという段階で処理がされるかどうか。 その辺の見通しについてもお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(橋本憲治君) 建設課長。
- ○建設課長(佐藤正好君) 放置車両等の関係につきましては、いつからかという部分でいくと、ちょっと私どもで今、把握して、私自身が把握してないので、お答えできないんですけれども、かなり以前からということは言えるかと思います。

それで、先ほどお願いするということでお話しましたけれども、担当者等含めていろい

ろ現場で協議してきた中では、やっぱりある程度、強権的に、場合によっては、本人の了解いただければの話ですけども、こちらの方で撤去して費用を請求するとか、そういった手法も取り入れることも検討したいということで考えてございます。

- ○議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。
- ○5番(上原豊茂君) 先ほども申し上げましたように、きちんとした町営住宅の管理条例等々について、入居者も周知の上での入居だというふうに思いますし、当然そういう状況が前段で確認が行われているというふうに思いますんで、その辺について、やっぱり一定のルールを守っていくということが、環境の確保といいますか、環境整備についても、また、その後の維持管理についても大事なことなので、ぜひそういうことも含めて、十分な対応をしていただきたいというふうに思います。

いろんな課題満載でありますけれども、一つひとつの課題について、これからも積極的な取り組みをし、より周辺からの、町外の人たちからも評価を得られるような町にしていける、そういう努力をお願いして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(橋本憲治君) 5番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午後3時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時 6分 再開 午後 3時15分

○議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

先ほど、山田代表監査委員については、所用のため退席しましたことを皆さんにご報告申し上げます。

引き継き、一般質問を継続いたします。

次は、10番、余湖龍三君の発言を許します。

10番、余湖龍三君。

 $\bigcirc$  1 0番(余湖龍三君) 1 0番、余湖です。通告書に従いまして、1 つのことについて、お尋ねいたします。

訓子府町における災害時応援協定について、お尋ねいたします。

東北の大震災の記憶がまだ鮮明に残る今、訓子府町においても、災害時における、いろいろな事態に対し万全の対策をとっていることと思います。その万全の方策の中に各団体や企業との「災害応援協定」がありますが、その実状と効果並びに今後の展開について、お伺いいたします。

1つとしまして、まず、現在までに災害応援協定は、どことどのような内容で結ばれているのかお尋ねいたします。

2つ目に、協定締結以来、それらの利用の報告はあるのか、実際に使われたことはあるのか、また、その内容はどのようなものだったのかお尋ねいたします。

3つ目に、現在の協定締結以外に今後必要と考える事項、ほかのところとの提携といいますか、そのようなものについては、どのようなものを考えているのかお尋ねいたします。 以上です。

○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) ただいま「町における災害時応援協定」について、3点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目に「災害時応援協定の締結状況」についてのお尋ねがございました。

災害時における応援、相互協力などの協定につきましては、現時点で15件の協定を締結しております。

協定の相手としましては、平成10年5月1日に訓子府郵便局、翌年の平成11年4月1日には日本水道協会北海道地方支部と協定を締結、以降、北海道及び道内市町村、北海道開発局といった行政機関などのほか、生活協同組合、訓子府建設業協会、飲料メーカー、エルピーガス・電気関連団体、北見歯科医師会のほか、直近では、平成25年度には北見地方石油業協同組合、全国小さくても輝く自治体フォーラム加入町村、陸上自衛隊美幌駐屯地、また、姉妹町津野町とも協定を締結しております。

また、締結にあたっては、町と相手先が締結するもの、町村会など複数の自治体と相手 先が締結するものの2つの形態がございます。

協定の内容につきましては、物資の提供、職員派遣、被害状況の把握や情報提供、復旧 工事など相手先によってさまざまでございます。

特に、昨年締結の陸上自衛隊美幌駐屯地とは、大規模災害等が発生し、美幌駐屯地の自衛隊員が派遣される際に、本町も含め、各市町に居住する留守家族に対する支援を行うこととし、また姉妹町の津野町とは、相互の町が被災した場合だけではなく、近隣自治体から被災者を受け入れた場合の受け入れ対応も応援の対象としております。

2点目に、「協定締結以来の利用」についてのお尋ねでございましたが、現在までのところ避難所を設置するなどの災害が起きていないことなどから、要請や協力などの実績はございません。

なお、飲料メーカー1社との協定内容に2年間に一度、ペットボトル入り飲料水の無償 提供があり、更新前の飲料水については、防災訓練で使用、あるいは公共施設に配備し、 給水事故の際のトイレの排水用などとして利用させていただいております。

3点目に、「協定締結以外に今後何が必要か」とのお尋ねでございます。

災害対策につきましては、これで万全ということはございませんが、災害が起きたとき、何よりも「自らの命は自分で守る」、「可能であれば近くの人を助ける」といった防災意識を高めることも含め、家庭や地域の防災力をより一層向上させることが大切であると考えております。

一方で、非常時の持出品や備蓄品の準備、防災教育や訓練の実施、避難場所や避難経路 の確認などを行うための知識や実践機会の提供、住宅耐震改修支援などによる住まいの安 全確保、災害に備える手助けとなる災害関連情報伝達システムの構築と普及など、行政と して住民の自主的な取り組みを促すことや活動環境を整えることも必要と考えております。

先般、町内の関係機関、団体の実務者などが集まり、防災等連絡会議を開催し、防災・ 減災に向けた情報交換を行いましたが、こうした取り組みも含め、町民一人ひとり、地域、 事業所、行政などがそれぞれの防災力を高め、災害に強いまちづくりを進めてまいりたい と考えております。

以上、お尋ねがありました3点につきましてお答えをさせていただきましたので、ご理 解賜りますようよろしくお願い申し上げます。 ○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。

○10番(余湖龍三君) この防災協定につきましては、15件ということで、いろんなとこといろんな関係でやっていますけども、これは全道的に見ましても、いろんな各町がいろんなところと防災協定を結んでいますけども、中身については、大体似たり寄ったりというか、同じようなところが皆やっています。ですから、北海道全体で2千ぐらいの締結がありますし、北見市でも50から60の締結を結んでいる。訓子府町が15と。だけど管内でも少ないところは、本当に町の中でも2つとか3つというような町もありますので、そこら辺の考え方は、どういうふうになっているのかわかりませんが、転ばぬ先の杖といいますか、協定を結べるところとはたくさん結んでおくのは、いいんじゃないのかなということは考えております。

訓子府町におきまして、よその町と比べますと、そういう面でいきますと、後はどこなんでしょうかね、自衛隊もありますんで、開発局もありますね。大体いいとこ組んでいますね。後はよその町と比べてあるのが市場、ここら辺でいえば、マルキタというような格好になりますか、それから、農協全体のJAきたみらいとのそういうものはないのかとか、北見でやっています資材関係でいきますとホーマック、そのようなところとの提携というのもよその町では組んでいるところもありますが、そういうような、ちょっと個別に簡単に聞きます。そういうような、今言いましたとこはちょっと抜けているとこなんですけども、そういうところとの提携というのも今後考えていかれる予定はありますか。

○議長(橋本憲治君) 総務課長。

○総務課長(森谷清和君) 今ご質問にございましたけども、市場ですとか、あるいは J A、それから、資材の販売店といろいろ協定先、探せばいろいろ出てくるのかというふう に思います。

北海道のほうでも、道のほうでも65件ほど協定締結しておりまして、それは、道内市町村で災害等が起きたときに、いろいろそういう支援、応援をするというような協定にもなっておりますので、そういったところ、北海道が協定しているというところも市町村の補完にはなるのかなと。

それから、本町の場合ですと、あとコンビニ何かというのが、ちょっとまだ締結していないというようなこともありますので、今ご質問いただきましたけども、そういう JAですとか、そういったところも協議が整えば、そういう締結を検討していきたいというふうに思っております。

○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。

○10番(余湖龍三君) よそで組めてうちで組めないということはないと思いますので、 町内のことはまた別の話になりますけども、町外については、そういうような締結が結べ るところがあれば、結んでいただくのはいいなと思っています。

今、町内のコンビニという話もあったんですけども、町内でいきますと、これは入ってなかったんですが、これは当然なのかな、訓子府には災害時の要援護者の緊急受け入れとかというような関係で、福祉会といいますか、それについてはどこを使うのか、ちょっとわかりませんけど、よその町では、その町の福祉会と締結を組んでいるんだというようなところもありますし、先ほど、コンビニという話がでましたけども、町内でも飲食店組合というのは今ないんですけど、食品衛生協会になるのかわかりませんけども、そういうい

ざとなったときの食料の提供とかということで、町内でも飲食店関係とそういう協定とか ということは考えますか。

- ○議長(橋本憲治君) 総務課長。
- ○総務課長(森谷清和君) 災害協定までいくかどうかという、協定というかたちにするのか、あるいは、先ほど冒頭、町長の回答の中でも申し上げましたけども、防災連絡会議という町内での関係機関で集まった会議なんかもありまして、一応コンビニですとか、あるいはそういう旅館、飲食店等、例えば、豪雪で道路が途絶した場合なんか、そういったところに一時的に逃げ込んだりというようなこともあり得ますので、その際、町のほうに連絡いただいて、そういう避難場所を確保するとか、そういったことも可能ですので、そういったこともいろいろ今後考えていきたいと思っております。
- ○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。
- ○10番(余湖龍三君) 具体的に何があるのかということは、ちょっとわかりませんけども、訓子府町にとって、どんなことが大災害として起こってくるのかということによっても違いますけど、今、出ました吹雪だ、車が、道路がとまったとかということが、よくあるんじゃないかなと、これからはきっとありそうな気もしますし、やはりそういう意味で、道路がとまるということは、よそからの物資が入ってこないということなので、町内の中で、コンビニもそうなるとだめでないかという話もありますけども、町内の中でもそういう必要な業種がありましたら、積極的な中でやっていただきたいという気持ちを持っております。

それともう1つは、今ちょっとお答えになかったんですけども、災害時の要援護者の緊急というようなことで、福祉会とかというとこの利用というのは、どうなんでしょうかね、よその町では、実際にそういう地元の福祉会というのは、訓子府でいえば静寿園とか、そういうような施設の中に一時避難をとか、そういうことを考えているか、ちょっと深くはわかりませんけども、仮にそういうことであれば、考える必要性はあるんでしょうか。

- ○議長(橋本憲治君) 総務課長。
- ○総務課長(森谷清和君) 福祉会関係の福祉会とは、先ほど申し上げました防災等連絡会議、その中で、例えば、それぞれの施設で困ったときどうするかとか、そういったことを意見交換したり、情報交換しております。また、協力関係も今後構築していかなきゃならないのかなと思っております。
- ○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。
- ○10番(余湖龍三君) ありがとうございます。防災会議連絡協議会ですか、それが町内の中で大きな働きをするのだということはわかりますけども、やはり、協定的なものをきちんと結ぶことによって、責任と義務が果たされる場面というのはあると思いますので、具体的な名前を出して具体的な締結してもらうことは非常にいいことだと思いますので、ほとんどないんでしょうけども、何十年に一度の災害のための協定なので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それともう1つ、これは聞いておきたいなと思ったんですけども、実際には、この事例の中には入りませんけども、先ほど補正予算の中にもありましたけども、先般、消防、火事の場合、今回、重機のお願いをして、出動してもらったという事例があります。あれは消防のほうの協定の中で、敏速な出動をお願いして、かなり長い時間の作業をしてもらっ

たわけですけども、それに関する経費でいきますと、なかなかの経費が予算の中に出てきていましたけども、これは、実際にお金の話に関しては、いろいろな実際に物を提供してもらわないといけない、いざとなったときにはしてもらわなきゃいけないとかということがあると思うんですけども、そういう経費的な実費というのは、やはり普通のこういうものについては、特別お安くしますよとか、そういうような協定ではなくて、かかった分だけきちんとお払いしますと、そういうような話になっているんでしょうか。

- ○議長(橋本憲治君) 総務課長。
- ○総務課長(森谷清和君) 例えば、飲料メーカー何かにつきましては、現在、自動販売機の中に入っている飲み物については、無償で使えるということになっています。

ただ、例えば、そういう建設業協会ですか、消防組合のほうと建設業協会のほうで先般の火事の時には、重機、出動いただきまして、あわせてオペレーターの方も一緒に出てもらったということで、それにかかる実費については、応援を要請した側で負担するということで、町でも建設業協会ですとか、その他入っておりますけども、いろいろ協定結んでおりますけども、大体が要請した側が費用を負担するというかたちになっています。そのことが協定書の中にも盛り込んであるということになっています。

- ○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。
- ○10番(余湖龍三君) お金の話をすればあれですけど、そのときの状態によって、被害によっていろいろな状態があると思いますけども、この間の火事のような場合は、当然それによって非常に助かっている場面ありますし、それだけのためだったんで、正規の料金でということは、当然の話なのかと思いますけども、いざとなったときに、本当に大災害のときには、どうなるのかなということはありますけど、協定書の中にそういう料金についても、一行があるとなれば、そのようにしてもらうことは、いたし方ない話なんでしょうね。人的なものについてはお互いさまというようなことで、日当まで払うようなあれはないと思うんですけども、もう1つ、訓子府町で欠けていたというか、なかったのが、これは先ほど話の中にあったのか、いざとなったときの近隣の市町村との応援協定みたいなものというのは、実際にはどのようになっているのでしょうか。
- ○議長(橋本憲治君) 総務課長。
- ○総務課長(森谷清和君) 平成20年に北海道市長会、それから北海道町村会、それと 北海道で協定を結んでおります。この中で北海道が連絡調整しながら、例えば、うちで災 害が起きた場合については、このオホーツク管内ですか、この管内を1つの区域として、 近隣市町、市や町が応援するという協定をとっております。
- ○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。
- ○10番(余湖龍三君) はい、わかりました。ありがとうございます。本当にいろんなところといろいろなことを想定して、このような協定を結ぶということは、非常に大事なことだと思いますので、これが15でも20でも構わないので、結べるところとはバンバン結んで、安全対策をしといてほしいなと思います。特に、品物をもらえるところとか、そういうとことはたくさんしといたほうがいいんじゃないかと思いますけども、ただ、今のところ、こういう協定は、よそに対しての、事業所とかと大変いい協定をたくさん結んでるんじゃないかと思いますけど、私としましては、今後一番必要になってくるんじゃないかと思うのは、昨今、消防団の団員の減少というようなことで、消防団もがんばりまし

て、今年の春には8名が入って、まだそれでも定員には足りないぐらいの中で消防はやっていますけども、やはり最終的には、これはマンパワーといいますか、人の必要性、人の頭数、人の手の数が何かあったときには、一番大事になってくるんじゃないかと。資材があってもそれを生かすだけの人はいるのかとか、物をもらっても、それを配れるのかとか、そういうようなことが非常にこれから大事になってくると思いますので、そういう面の協定、これが協定というかどうかわかりませんけども、町内におけるそういう人の確保というんですか、消防なら消防団として、100名弱の人間がそういう立場にいますけども、消防団まではいかなくとも一朝有事、こういうことが起きたときには、こっちのほうのグループの人たちにはぜひ出てほしいんだというか、こういうことがあったときには、こっちの町内会とか実践会とか、それははっきりした項目はわかりませんが、要するに町民の中にそういう二次的な、消防団が一次だとすれば、二次的な、そういういざとなったときの登録、そのときには間違いなく出ますよというような、そういう人たちの確保というのは、今後必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、そういうことについては、お考えがありますか。

#### ○議長(橋本憲治君) 総務課長。

○総務課長(森谷清和君) 昨年、広報で特集を組ませていただきまして、自助、共助、公助、防災、減災の意識高揚というようなことで組ませていただきまして、その中に自主防災、地域ぐるみの協力というようなことで、まず、災害が起きたときに、やはり自助がまず大前提になります。その後、地域の方たちで相互に応援しあうというようなことで、そういった地域におけるそういう防災組織なり何なりというようなことで、そういったことを広報のほうでもお知らせしております。言われるように消防団との連携ももちろん大切ですし、そういった例えば、町内会単位ですとか、実践会単位でのそういう地域ぐるみでの自主防災組織といいますか、そういったものは、議員言われるように非常に重要なことかというふうに認識しております。

#### ○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。

○10番(余湖龍三君) もちろん何かがあったときには、まずは自助だよと。東北のときの経験を生かした中でも、まずは自分の身を守ろうじゃないか。そういうのは、もちろんそうです。隣に困っている人がいたら助けましょう。それは流れとしては、よくわかるんですけれども、やはりこれは、そういうものというのは、町内会でどこまでできるのか、ちょっとわかりませんけども、やはり何十年に一度か何年に一度あるのかわかりませんけども、やはりこれはきちんとした組織立ての中で、本当に普段出る必要はないんだけども、やはりいざとなったときには出るんだという意識を持つということは、やはりそういう組織の中に名前を入れるというんですか、やはりそういう町から、こういうかたちでいざとなった時には、二次、三次、こういうかたちの中で、協力して出てほしいというような、そういう個人名までいかなくてもいいですけど、団体とのそういう締結という固いところまでいかなくても、そういう協力約束とか、そういうようなもののきちんとしたかたちの約束があると組織とか人というのは非常に違うんじゃないかと思います。もちろん、普段の生活をしている中での自助、公助というような精神は、非常に皆さんも持っていらっしゃると思いますけども、それはやはりあくまでも自分の周りのことだけで終わってしまう段階の話が多いんじゃないかと思います。やはり、いざとなったときには、こういうとき

には俺は出なきゃいけないんだ、こういうときには俺はこれをやらなきゃいけないんだというような、そういうものを持ってもらうことの大切さというのは、非常にあると思うんですけども、再度やはりそういうものについて、今すぐとは言いませんけども、今後考えた中で、どこか町内のそういういろんなことを想定した中で、これはどうしてもマンパワーが必要で、こういうときにはやることはあるじゃないかというようなことを考えれば、きっと価値はあるんじゃないかと思いますけども、本当にそういう具体的なことを考えたときに、最悪そのようなことを考えた中で、そういう協定約束というようなものを町内の人、団体と組むような考えはないか、再度お尋ねいたします。

### ○議長(橋本憲治君) 副町長。

○副町長(佐藤明美君) 今の余湖議員の言うことについては、ご無理ごもっともという か、そういう部分の考えは当然理想でありますし、できればそういう、現実的にも、大規 模な災害ってまだあったことないですけども、例えば水防等の災害については、部落の方、 町の方が積極的に、特に、男の方が中心ですけども、出ていただいているのが現実であっ て、それを組織立てして、例えば、西富の人が穂波の災害のところに行くとかという組織 立てすることに、大きな障害があって、ちょっと勉強不足なものですから、どこまで適用 できるかどうかわかりませんけども、例えば、消防団が水防の関係で出ると水防に置きか わるわけですから、水防法に基づく、ちょっとまたお金の話になりますけども、補償とい うのが出てくるんです。一般の方が出るとその部分の該当にはなってこないという部分あ りますので、例えば、全町民がその該当になるような組織にすればいいんでないかってこ ともありますけれども、その部分がちょっと引っかかっていて、組織立てをかたちの上だ けでするか、正式な消防みたいなかたちにするのかというのは、ちょっと勉強不足で、ほ かの例も調べてみなきゃわかりませんけれども、そういう障壁があって、組織をちゃんと つくって、あっちの手伝いこっちの手伝い、こっちからお願いしてやるというのに、ちょ っと返答が鈍るとこなんですけども、それはちょっと今後そのことも含めて勉強はしてい く。理想的にはそうであれば一番いいでしょうから、全町的に全部なれば、またその地域、 地域の活動で手一杯でしょうけども、もし平均して一部の小河川何かのこともあるもんだ から、そういうんであれば、出れるような体制のことは、確かに言うとおりだと思います。 それが言葉簡単でいえば、自助とか共助とか地域でやる、近所とか、そういうようなこと を言うのかもしれませんけれども、今のところその自主的なものに頼っているところもあ りますけども、その組織化をどうするかということについては、ちょっと勉強させてもら いたいと思っております。

### ○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。

○10番(余湖龍三君) 逆に我々からいいますと、我々といったらおかしいか、私からいいますと、そういう、前に消防の話の時も出ましたけども、補償がどうのこうのとか、そういう話というのは、それこそ、そちらで考えてもらわなきゃいけない場面がたくさんありますので、ぜひ考えてはほしいんですけども、やはり最後には、これが本当に、今考えているような災害というのがいつあるのか、本当に、来年あるのか100年後なのかはわかりませんけども、やはりその1回のためにやはり今、日本中がいざとなったときにはどうするんだということを考えている段階ですから、やはり訓子府町にとっても必要だと、私は必要だと、そういうことが必要だと思っていますので、やはりその必要性を考えます

とやはり何とか方策を考えていただいて、やはりそういう一朝有事の時に消防が出て、まだ間に合わない、じゃあ次はこの団体が出れるんだ、この若者たちが出れるんだという体制づくりというのは、やはりあるべきだと思いますので、ぜひ、そのことをやはり今後大事なことと考えて、進めていただきたいなというのが、今回、防災応援協定の質問につきましては、そういう体制の確認と、最後にやはりそういう今後のそういう町民というんですか、マンパワーをいかに確保しながら一朝有事に備えるかということをお願いしたいというのがメインでしたので、今回1つの質問しか用意していませんので、質問にとってはもうこれ以上の質問ございませんので、最後に総括として、町長、何かありましたら答えていただきまして、終わりにしたいと思いますけども。

#### ○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) 一人ひとりの住民の方々が、一朝の何か有事の際に駆けつけると。 そういう考え方というのは大事なことですし、誰しもがそれを否定するものではありません。それを組織立ってやるかどうかということについては、例えば町内会とか実践会の可能な範囲内での中でのそういう共助的な活動というのは、これから求められていくのではないのか。

私が今考えているのは部分的にあそこの河川が氾濫したとかそういったときにはそういう対応がいいんですけども、これは全町が被災者になる、大規模災害、そうすると住民の方々が命を懸けてまで、救助にあたったり、応援にあたるという状況というよりは、もうそこは僕はやはりかなりとおり過ぎている問題ではないのか。

例えば、あそこの堤防が氾濫する。直下型の地震が全町を襲う、そうしたときには全体が被災者になっていくという中で、消防団や我々町職員のある意味での生命をかけた救助活動というのは必要になるし、そこで対応できない場合は、今言ったあらゆる協定を結んでいる人の力を借りる。同時に状況によっては、警察、あるいは自衛隊の力を借りながら、知事に私自身が要請をして美幌駐屯地から自衛隊を派遣していただいて、瞬時に救助活動にあたっていくということの段階があって、それが防災会議であったり、防災協定であれしている本部を形成していくことじゃないのか。その上で例えば避難所やいろんなことが設けられたときに町民の方々にお力を貸していただくという体制をどういうかたちでつくるかということは、より具体的に私はやっていかなきゃならないだろうと思います。

それから、全町的な被害があったときには、おそらく数百、数千人というボランティアがやって来ますこれは。日本の各地からやって来るこうしたボランティアの受け入れや活動の指針も含めたそういったことが求められていくのではないかとていうふうに思っておりますので、この点でいうと、一昨年でしょうか、新潟の小子谷の関元市長が来てご講演いただきました。今回、議会のご努力で、石巻の星元消防長が来て、ご講演をいただいて、そういう公の公助の部分と、それから自助、それからさらには共助の部分の連携といったことがもっと具体的にまた私は提案があったり、ご助言をいただけるんでないかと思いますので、思いとしては議員と同じ考え方を持っていますので、それをより体系的に組織的に可能な範囲というのはもっと具体的にしていく努力をこれからしていかなきゃならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

# ○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。

○10番(余湖龍三君) はい、ありがとうございます。町長の言っている段階とちょっ

と私が考えている段階とは、ちょっと一味、時間のズレがあるのも確かなんです。私はあくまでも、東北の大震災を見ましても、海岸のふちは津波が来ましたから、それは十何キロも深くまでいった場面と本当に町の先っぽだけがだめになった場合とがあるように、訓子府町の場合も堤防が氾濫したときに、じゃあどこまで水がいくのか、山の下までいっても山の上の方はきっと大丈夫だろうと。そういうような全部いっぺんにだめになるなんてことは、ちょっとあまりそれは大災害といいながらも、そこまで考えることがいいのか悪いのか、そこまでいかないんじゃないか。そうすれば大部分が被災をしても違う部分に残った方々は、ぱっと動けるような体制というのは、やはりあったほうがいいんじゃないのかなということを特に考えました。

それともう1つ、そういう事前にやはりそういう団体とか町内会の中でも、そういう第1次、第2次、第3次には出てくれよって、お願いしたい、任命しますよというような活字をとることによって、やはり日頃の意識の違いというのは非常にあると思います。日頃から皆さん自助・公助・共助でいろんな時には考えるんだと思いますけども、やはり我々も消防団だという話になるとやっぱり日頃からものを見る目が違うというのと同じように、やはりそういう災害、いざ災害の時には僕は出なきゃいけないんだというような、任命というか、そういう意識を先に持たせてくれますと、ほかの町民を助けるんだという日頃の気持ちの中で、そういうものを持つと日頃の生活の中でもそういう面では変わってくるんで、やはり必要がないにしても、必要がないんじゃなくて、よっぽどでないと必要としないにしても、そういうような任命というか、組織づくりがあると、やはりちょっと変わってくる面もあると思いましたので、そういうお話もさせていただきました。今後検討をよろしくお願いしたいと思います。

そういうことで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

## ◎散会の宣告

○議長(橋本憲治君) お諮りいたします。本日の会議は、定時に近づきました。 これにて散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。明日も午前9時30分から 一般質問の継続をいたしますので、ご参集よろしくお願いをしたいと思います。 ご苦労様でございました。

散会 午後 3時50分